

第4期川辺町障がい者計画・
第7期川辺町障がい福祉計画及び
第3期川辺町障がい児福祉計画

令和6年3月

川辺町

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨と背景.....	1
2 法令改正等の動き.....	2
3 計画の性格.....	3
4 計画の策定体制.....	4
第2章 障がい者等の現状	5
1 本町の障がい者を取り巻く現状.....	5
2 アンケート調査結果.....	9
3 事業所ヒアリング調査結果.....	14
4 庁内ヒアリング調査結果.....	17
第3章 基本目標と基本方針	21
1 基本目標.....	21
2 基本方針.....	22
3 施策の体系.....	24
第4章 障がい者計画	25
1 自立支援・地域生活支援の基盤整備.....	25
2 保健・医療施策の充実.....	29
3 保育・教育の推進.....	31
4 雇用・就労の促進.....	36
5 社会参加の基盤づくり.....	38
6 防犯・防災体制の確立.....	42
7 住民相互の助け合いの推進.....	45
8 安心して快適に暮らせるまちづくり.....	47
第5章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画	51
1 国の成果目標.....	51
2 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の成果目標.....	53
3 障がい福祉サービス等の見込量及び確保方策.....	58
4 地域生活支援事業の確保方策.....	62
5 障がい児福祉サービス等の見込量及び確保方策.....	69

第6章 計画の推進体制.....	70
1 関係機関との連携.....	70
2 目標値の確認と進捗管理.....	70
資料編.....	71
1 川辺町附属機関設置条例.....	71
2 川辺町障害福祉計画等策定委員会規則.....	73
3 川辺町障がい者計画等策定委員会委員名簿.....	74
4 用語解説.....	75

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨と背景

我が国では、国連総会で採択された「障害者の権利に関する条約」の批准に向け、「障害者基本法」の一部改正（平成23年施行）、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成25年施行）、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成28年施行）等、様々な国内の法整備を進めてきました。

また、障がい児への施策については、平成28年に「児童福祉法」が一部改正されたことにより、「障害児福祉計画」の策定が市町村に義務付けられ、障がい児支援のニーズの多様化に対応するための支援の充実を図ることとしています。

このような状況を踏まえながら、川辺町（以下「本町」とする。）では、障害者基本法の目的である「障害の有無に関わらず、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会」を実現するため、平成29年度に「第3期川辺町障がい者計画」を、令和2年度に「第6期川辺町障がい福祉計画・第2期川辺町障がい児福祉計画」をそれぞれ策定し、障がい者施策の総合的な推進を図ってきました。

さらに、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（令和4年施行）では、障がい者による情報の取得及び利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進することが規定される等、近年においても大きな動きがみられます。

このたび、「第3期川辺町障がい者計画」及び「第6期川辺町障がい福祉計画・第2期川辺町障がい児福祉計画」（以下「前回計画」とする。）が令和5年度をもって計画期間を終了することから、「第4期川辺町障がい者計画・第7期川辺町障がい福祉計画及び第3期川辺町障がい児福祉計画」（以下「本計画」とする。）を策定します。

2 法令改正等の動き

■障がい福祉関連法令等の動向

年	法・制度・動向	ポイント
H23	[改正]障害者基本法施行	・目的規定及び障がい者の定義の見直し
H24	[改正]障害者自立支援法施行	・基幹相談支援センターの設置や、計画相談支援の必須化が盛り込まれる等、相談支援体制の強化
	[改正]児童福祉法施行	・障がい児施設の再編 ・放課後等デイサービス等の創設
	障害者虐待防止法施行	・虐待を発見した者に通報の義務付け ・虐待防止等の具体的スキームの制定 ・障がい者権利擁護センター、障がい者虐待防止センター設置の義務付け
H25	障害者総合支援法施行 (障害者自立支援法の改正)	・基本理念の制定 ・障がい者の範囲見直し(難病等を追加) ・支給決定のあり方は法施行後3年を目途に見直す
H26	障害者権利条約批准	・「障害者の権利に関する条約」の批准書を国際連合事務総長に寄託 ・平成26年2月19日より国内において効力が生じる
H27	難病法施行	・医療費助成の対象となる難病の範囲を拡大(順次拡大)
H28	[改正]障害者総合支援法 及び児童福祉法	・障がい者が望む地域生活の支援 ・障がい児支援ニーズの多様化へのきめ細かな対応 ・サービスの質の確保・向上に向けた環境整備
H30	障害者文化芸術推進法施行	・障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することで、障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加を促進 ・地方公共団体に計画策定が努力義務化
	ユニバーサル社会実現推進法施行	・ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進
R1	読書バリアフリー法施行	・国や自治体に、視覚障害者等の読書環境を整備する責務を規定
	[改正]障害者雇用促進法施行	・「障害者活躍推進計画」策定の義務化 ・特定短時間労働者を雇用する事業主に対する特例給付金の支給等を規定
R3	医療的ケア児支援法	・国や地方自治体が医療的ケア児及びその家族の支援を行う責務を規定
	[改正]障害者差別解消法施行	・事業者による障害者への合理的な配慮の提供を義務化 ・国や地方公共団体の連携協力の責務の追加 ・差別を解消するための支援措置の強化等を規定
R4	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法	・障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進

3 計画の性格

(1) 計画の法的根拠

「第4期川辺町障がい者計画」は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」で、本町における障がい者施策の基本的な考え方を明らかにし、障がい者施策の総合的な推進を目指すものです。また、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」第9条第1項の規定の趣旨も踏まえ策定します。

また、「第7期川辺町障がい福祉計画及び第3期川辺町障がい児福祉計画」は、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」で、計画期間各年度の障がい福祉サービス等の見込量や提供体制を定めるものです。

(2) 他計画との関係

本計画は、本町の最上位計画である「川辺町総合計画」や本町の個別福祉計画である「川辺町地域福祉計画」を上位計画とします。

また、「川辺町高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画」をはじめ、関連分野の計画との整合性を図ります。

(3) 計画の期間

「第4期川辺町障がい者計画」の計画期間は、令和6年度から令和11年度の6年間、「第7期川辺町障がい福祉計画及び第3期川辺町障がい児福祉計画」の計画期間は、令和6年度から令和8年度の3年間とします。

ただし、社会状況の変化や他計画との整合性を図るため、計画期間中においても、必要に応じて見直しを行います。

■計画の期間

R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
第4期川辺町障がい者計画								
第7期川辺町障がい福祉計画・第3期川辺町障がい児福祉計画			第8期川辺町障がい福祉計画・第4期川辺町障がい児福祉計画			次期計画		

4 計画の策定体制

本計画は、以下の経過を経て策定しました。

(1) 当事者アンケート調査の実施

令和5年2月6日から2月20日にかけて、障がい福祉に関する現状や課題、ニーズ等を把握するためにアンケート調査を行いました。

(2) 障がい福祉に関する事業所ヒアリング調査の実施

令和5年7月7日から7月21日にかけて、過去3年間で本町において利用実績のある事業所を対象とした障がい福祉に関するヒアリング調査を行いました。

(3) 策定委員会の開催

障がい福祉団体・事業所等の代表等から構成される「川辺町障がい者計画等策定委員会」を設置し、本計画の内容に関して検討を重ねました。

(4) パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたっては、令和6年1月12日から2月12日にかけて、パブリックコメントを実施しました。

第2章 障がい者等の現状

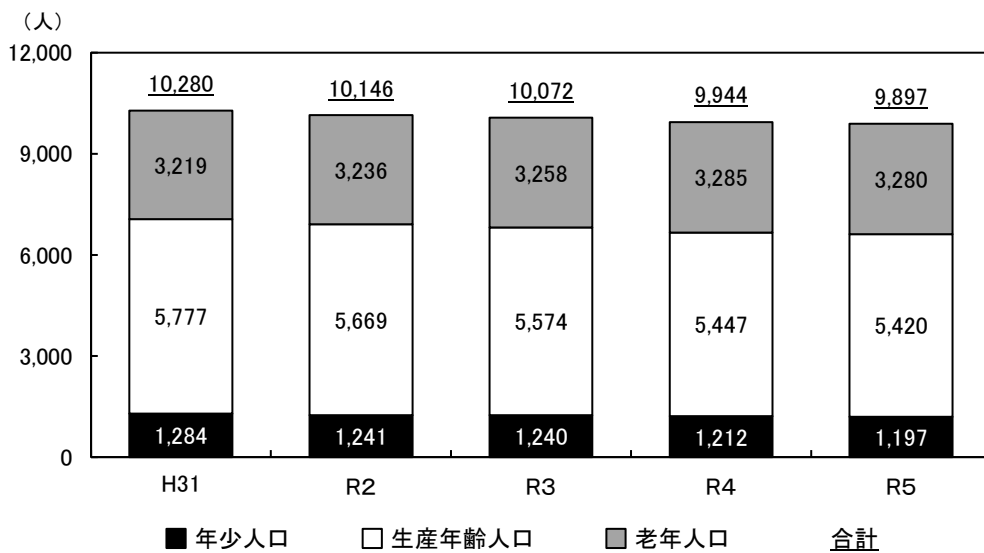
1 本町の障がい者を取り巻く現状

(1) 人口の状況

本町の人口をみると、令和5年で9,897人となっており、平成31年から一貫して減少しています。

年齢3区分別人口をみると、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）は減少していますが、老年人口（65歳以上）はほぼ横ばいの状態となっています。

■人口の推移

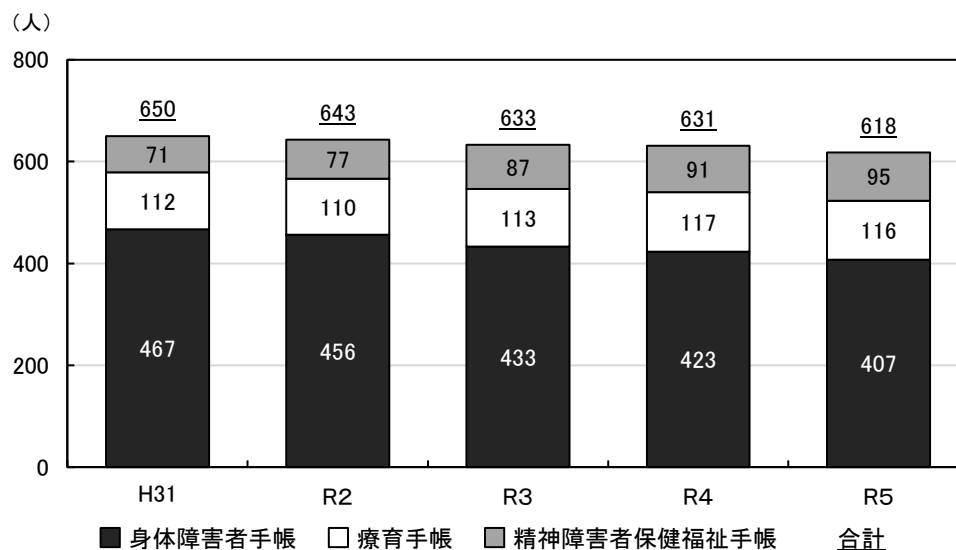


※各年4月1日現在
資料：川辺町 住民課

(2) 障がい者の状況

本町の障害者手帳所持者数の推移をみると、600人台で推移しており、令和5年で身体障害者手帳所持者が407人、療育手帳所持者が116人、精神障害者保健福祉手帳所持者が95人の合計618人となっています。

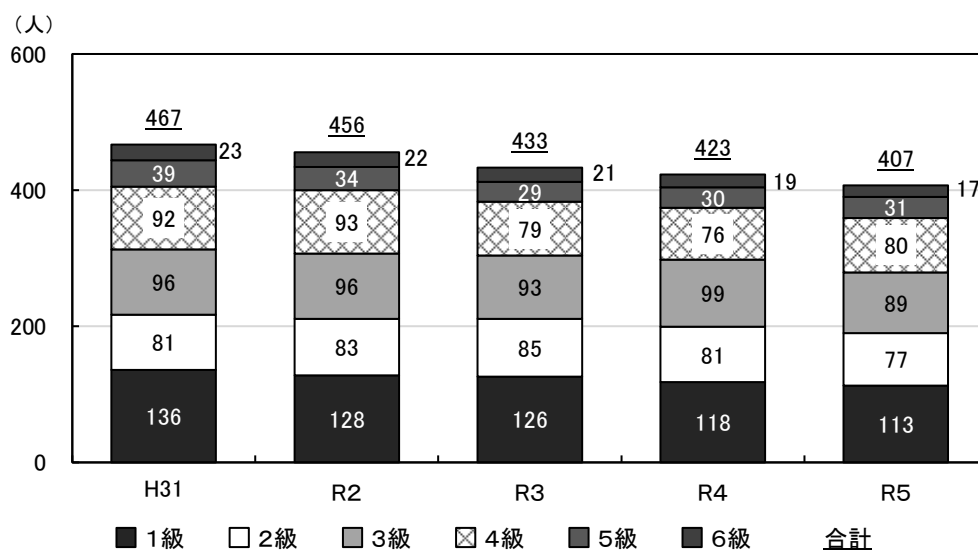
■障害者手帳所持者数の推移



※各年3月31日現在
資料：川辺町 健康福祉課

身体障害者手帳所持者数の推移をみると、減少傾向にあり、令和5年で407人となっています。等級別にみると、いずれの年も1級が最も多くなっています。

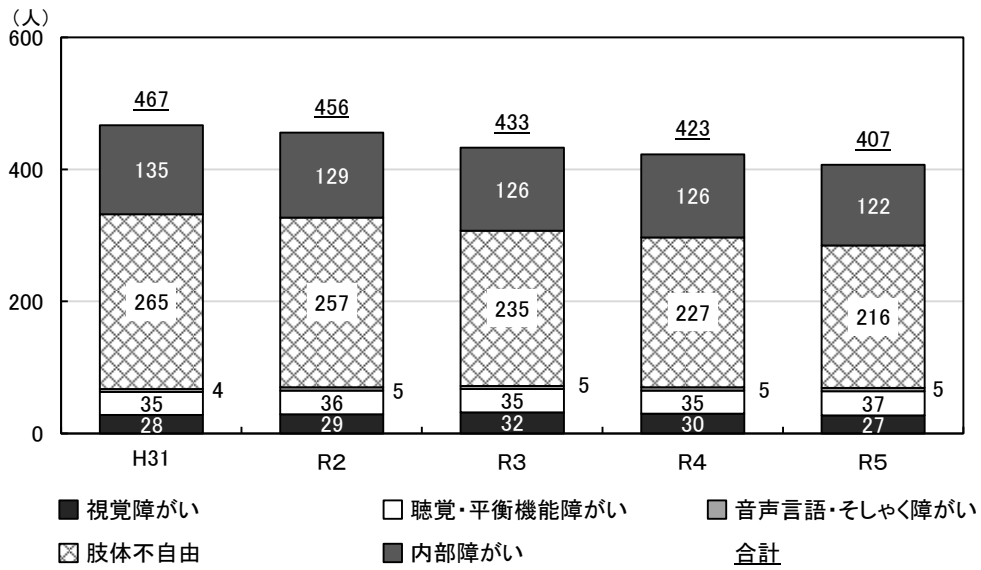
■障がい等級別身体障害者手帳所持者数の推移



※各年3月31日現在
資料：川辺町 健康福祉課

障がい種類別にみると、いずれの年も肢体不自由が最も多くなっています。

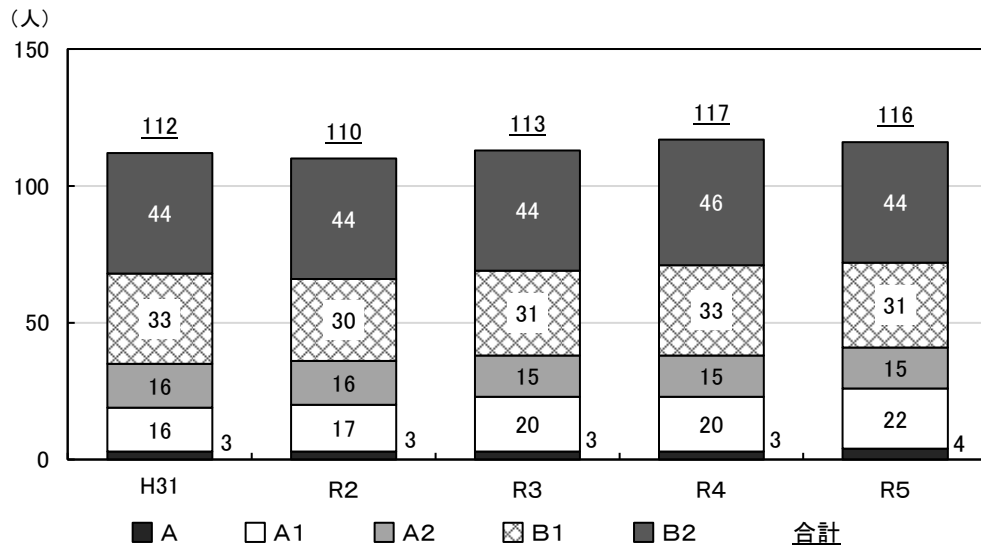
■障がい種類別身体障害者手帳所持者数の推移



※各年 3 月 31 日現在
資料：川辺町 健康福祉課

療育手帳所持者数の推移をみると 110 人台で推移しており、令和 5 年で 116 人となっています。判定区分別にみると、いずれの年も B 2 が最も多くなっています。

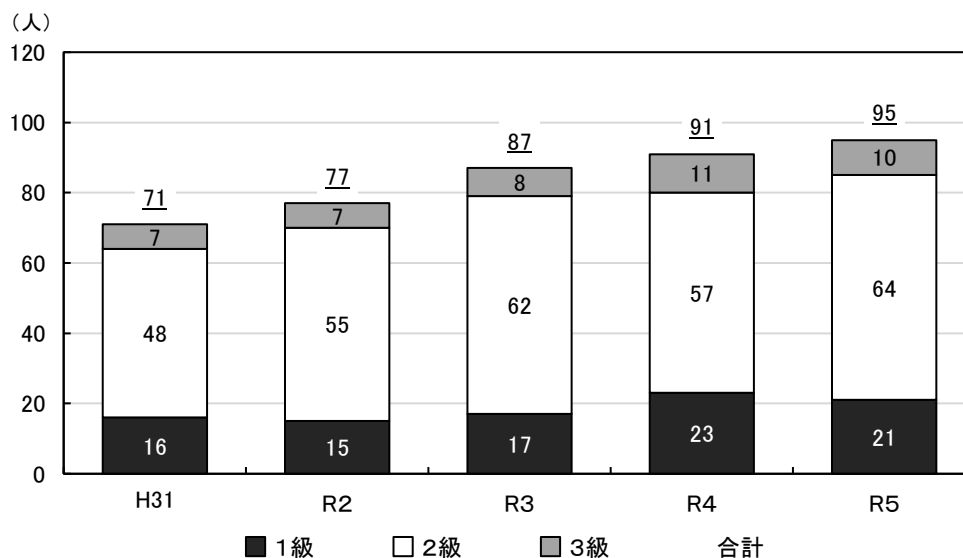
■判定区分別療育手帳所持者数の推移



※各年 3 月 31 日現在
資料：川辺町 健康福祉課

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、増加傾向にあり、令和5年で95人となっています。障がい等級別にみると、いずれの年も2級が最も多くなっています。

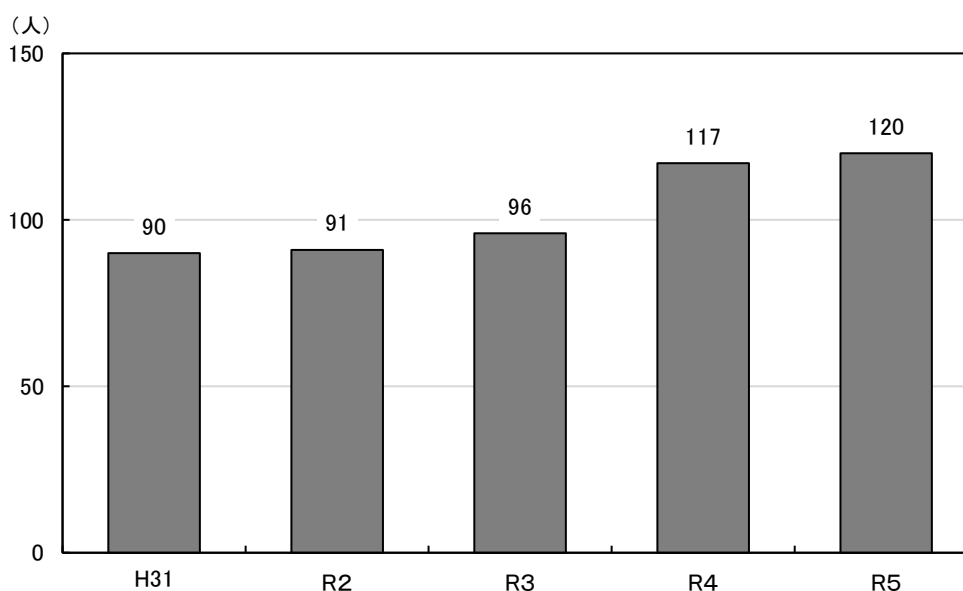
■障がい等級別精神障害者手帳所持者数の推移



※各年3月31日現在
資料：川辺町 健康福祉課

自立支援医療（精神通院医療）受給者の推移をみると、令和4年以降100人を超えており、令和5年で120人となっています。

■自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移



※各年3月31日現在
資料：川辺町 健康福祉課

2 アンケート調査結果

(1) 調査目的

本計画の策定にあたって、基礎資料を得る目的で実施したものです。

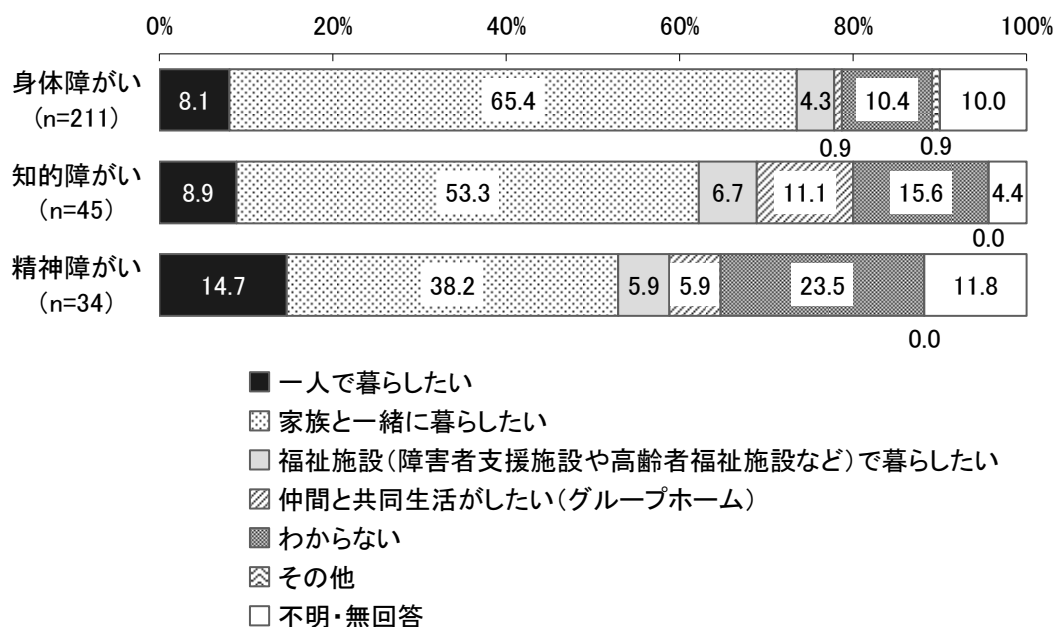
(2) 調査概要

区分	障害者手帳所持者実態調査
対象	町内在住の障害者手帳所持者
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査期間	令和5年2月6日～2月20日
配布件数(A)	551件
回収件数(B)	302件
回収率(B/A)	54.8%

(3) 主な調査結果

① 今後の希望する生活について

知的障がい「仲間と共同生活がしたい(グループホーム)」が11.1%と、他の障がいと比べて高くなっています。



②地域で生活するための支援（上位3位）

身体障がいでは「経済的な負担の軽減」が44.5%、知的障がいでは「就労の場の充実」「経済的な負担の軽減」「地域住民など周囲の理解・支援」がそれぞれ48.9%、精神障がいでは「経済的な負担の軽減」が44.1%と、それぞれ最も高くなっています。

	身体障がい(n=211)	知的障がい(n=45)	精神障がい(n=34)
第1位	経済的な負担の軽減 (44.5%)	就労の場の充実(48.9%) 経済的な負担の軽減 (48.9%) 地域住民など周囲の理解・ 支援(48.9%)	経済的な負担の軽減 (44.1%)
第2位	必要な在宅サービスが利用 できること(35.5%)	障がい者に適した住居の 確保(35.6%)	障がい者に適した住居の 確保(23.5%) 必要な在宅サービスが利用 できること(23.5%) 相談窓口等の充実(23.5%)
第3位	在宅で医療ケアなどが 受けられること(32.7%)	教育・療育・保育機関の 確保や充実(33.3%) コミュニケーションに ついての支援(33.3%)	地域住民など周囲の理解・ 支援(20.6%)

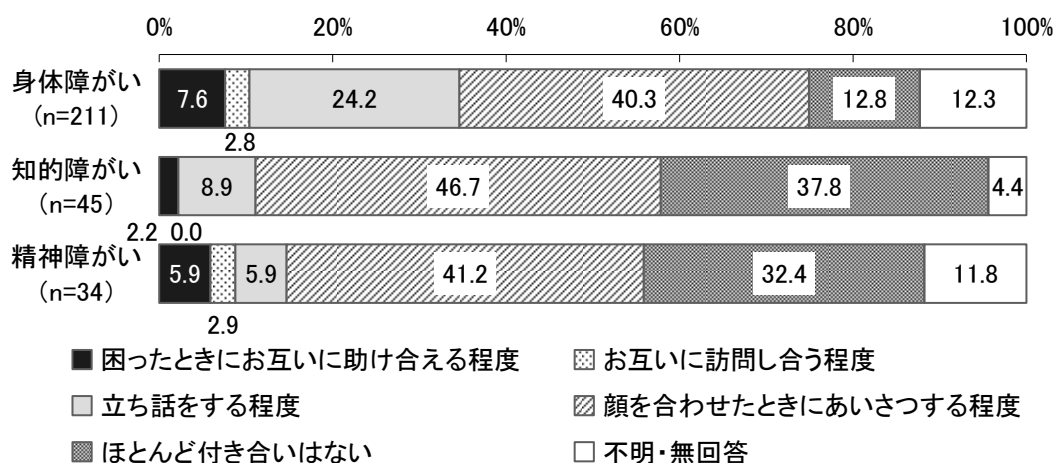
③外出時に困ること（上位3位）

身体障がいでは「公共交通機関が少ない(ない)」が28.9%、知的障がいでは「一人では外出できない」が51.1%、精神障がいでは「外出にお金がかかる」が35.3%と、それぞれ最も高くなっています。

	身体障がい(n=211)	知的障がい(n=45)	精神障がい(n=34)
第1位	公共交通機関が少ない (ない)(28.9%)	一人では外出できない (51.1%)	外出にお金がかかる (35.3%)
第2位	一人では外出できない (25.1%)	困った時にどうすればいい のか心配(31.1%)	困った時にどうすればいい のか心配(29.4%)
第3位	道路や駅に階段や段差が 多い(18.5%)	周囲の目が気になる (26.7%)	公共交通機関が少ない (ない)(26.5%)

④近所との付き合いの程度

いずれの障がいにおいても「顔を合わせたときにあいさつする程度」が身体障がいでは40.3%、知的障がいでは46.7%、精神障がいでは41.2%と、それぞれ最も高くなっています。



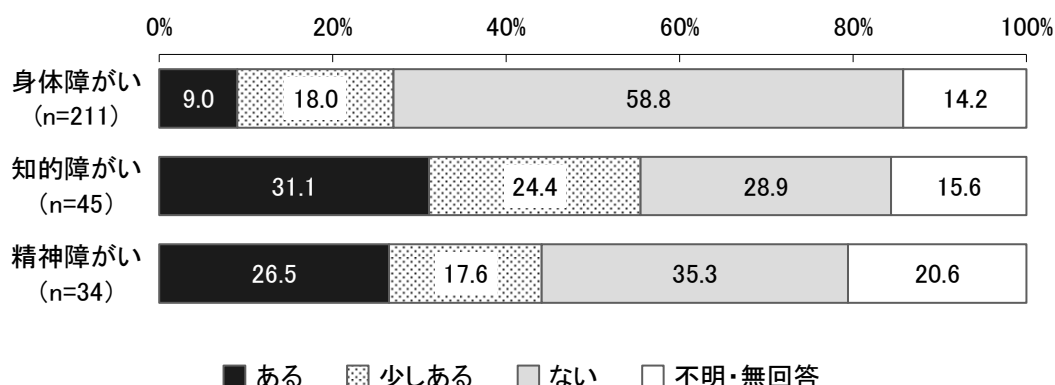
⑤情報を入手するために必要な取組（上位3位）

身体障がいでは「地域のバリアフリーマップ（多機能トイレや安心して通行できる場所を示した地図）の作成」が25.1%、知的障がいでは「わかりやすい表現やひらがなによる広報の作成」が42.2%、精神障がいでは「公共施設のわかりやすい案内（音声・点字・絵など）の充実」が29.4%と、それぞれ最も高くなっています。

	身体障がい(n=211)	知的障がい(n=45)	精神障がい(n=34)
第1位	地域のバリアフリーマップ（多機能トイレや安心して通行できる場所を示した地図）の作成（25.1%）	わかりやすい表現やひらがなによる広報の作成（42.2%）	公共施設のわかりやすい案内（音声・点字・絵など）の充実（29.4%）
第2位	公共施設のわかりやすい案内（音声・点字・絵など）の充実（23.2%）	公共施設のわかりやすい案内（音声・点字・絵など）の充実（31.1%） 地域のバリアフリーマップ（多機能トイレや安心して通行できる場所を示した地図）の作成（31.1%）	音声による広報の拡充（26.5%）
第3位	特になし（22.7%）	情報意思疎通支援用具の給付・貸与の拡充（24.4%） 公共施設や店舗、レストランでのコミュニケーションボードの活用推進（24.4%） 特になし（24.4%）	地域のバリアフリーマップ（多機能トイレや安心して通行できる場所を示した地図）の作成（23.5%）

⑥差別や嫌な思いをしたことがあるか

いずれの障がいにおいても『ある』（「ある」と「少しある」の合算）が身体障がいでは27.0%、知的障がいでは55.5%、精神障がいでは44.1%となっています。



⑦障がいに対する住民の理解を深めるために必要なこと（上位3位）

身体障がいでは「障がいや障がいのある人の福祉についての関心や理解を深めるための啓発」が29.9%、知的障がいでは「障がいや障がいのある人の福祉についての関心や理解を深めるための啓発」「学校における福祉教育の充実」がそれぞれ40.0%、精神障がいでは「わからない」が29.4%と、それぞれ最も高くなっています。

	身体障がい(n=211)	知的障がい(n=45)	精神障がい(n=34)
第1位	障がいや障がいのある人の福祉についての関心や理解を深めるための啓発 (29.9%)	障がいや障がいのある人の福祉についての関心や理解を深めるための啓発 (40.0%) 学校における福祉教育の充実 (40.0%)	わからない (29.4%)
第2位	学校における福祉教育の充実 (20.4%) わからない (20.4%)	障がいのある人との交流を通じた障がいへの理解の促進 (26.7%) 障がいのある人への福祉的な就労や生産活動の機会の提供 (26.7%)	学校における福祉教育の充実 (20.6%) 障がいに関する講演会や学習会の開催 (20.6%) 障がいのある人への福祉的な就労や生産活動の機会の提供 (20.6%)
第3位	障がいのある人との交流を通じた障がいへの理解の促進 (16.6%)	わからない (17.8%)	障がいや障がいのある人の福祉についての関心や理解を深めるための啓発 (14.7%) 障がいのある人に対してのボランティア活動やボランティア人材育成への支援 (14.7%)

⑧障がい者福祉施策に対して重点的に取り組んでほしいこと（上位3位）

いずれの障がいにおいても「年金や手当などの所得補償の充実」が最も高く、身体障がい
で42.2%、知的障がい53.3%、精神障がい41.2%となっています。

	身体障がい(n=211)	知的障がい(n=45)	精神障がい(n=34)
第1位	年金や手当などの所得補償の充実 (42.2%)	年金や手当などの所得補償の充実 (53.3%)	年金や手当などの所得補償の充実 (41.2%)
第2位	医療費の負担軽減 (29.9%)	働く場または活動の場の確保 (44.4%)	困ったとき、悩んだ時のための相談窓口の充実 (35.3%)
第3位	困ったとき、悩んだ時のための相談窓口の充実 (24.6%)	就労移行支援、就労継続支援など障がい者の就労支援施設の整備 (37.8%) 医療費の負担軽減 (37.8%)	働く場または活動の場の確保 (26.5%)

3 事業所ヒアリング調査結果

(1) 調査目的

本計画の策定にあたって、基礎資料を得る目的で実施したものです。

(2) 調査概要

区分	内容
対象	過去3年間に川辺町民の利用実績がある障がい福祉サービス提供事業所
調査方法	郵送配布・郵送または電子メール回収
調査期間	令和5年7月7日～令和5年7月21日
配布件数(A)	93件
回収件数(B)	36件
回収率(B/A)	38.7%

(3) 主な調査結果

①提供しているサービスの利用状況及び利用者の動向

回答事業所の令和5年6月1日時点のサービス提供状況は、次の通りです。最近3年間の利用者の動向をみると、「短期入所」「就労継続支援(A型)」「就労継続支援(B型)」「放課後等デイサービス」で2事業所以上が「増えている」と回答しています。

サービス種別	町民の 利用率(%)	最近3年間の利用者の動向(件)				
		増えている	変わらない	減っている	わからない	
介護給付	居宅介護	7.7	1	0	2	0
	重度訪問介護	-	0	1	0	0
	同行援護	-	0	1	0	0
	行動援護	0.0	0	0	1	0
	生活介護	1.8	1	4	4	0
	短期入所	4.3	2	3	2	0
	施設入所支援	1.7	0	4	1	0
訓練等給付	就労移行支援	0.0	0	1	2	0
	就労継続支援(A型)	6.3	2	2	0	1
	就労継続支援(B型)	4.0	2	2	2	0
	自立訓練(生活訓練)	0.0	1	0	0	0
	共同生活援助 (グループホーム)	2.1	1	3	1	0

サービス種別		町民の 利用率(%)	最近3年間の利用者の動向			
			増えている	変わらない	減っている	わからない
相談支援	計画相談支援	0.8	1	2	1	0
	地域移行支援	-	0	2	0	0
	地域定着支援	-	0	2	0	0
	障害児相談支援	0.0	1	1	0	0
障害児通所 支援等	児童発達支援	0.0	1	1	0	0
	放課後等デイサービス	10.9	6	1	0	0
	保育所等訪問支援	-	0	1	0	0
	居宅訪問型児童発達支援	0.0	0	1	0	0
支援事業 地域生活	地域活動支援センター	2.3	1	1	0	0
	移動支援	0.0	0	0	1	0
	日中一時支援	9.7	1	2	0	0

※以下のサービスは無回答であったため、表には掲載していません。

- 介護給付 : 「重度障害者等包括支援」「療養介護」
- 訓練等給付 : 「就労定着支援」「自立訓練（機能訓練）」「自立生活援助」
- 障害児通所支援等 : 「医療型児童発達支援」

②サービスの拡充について

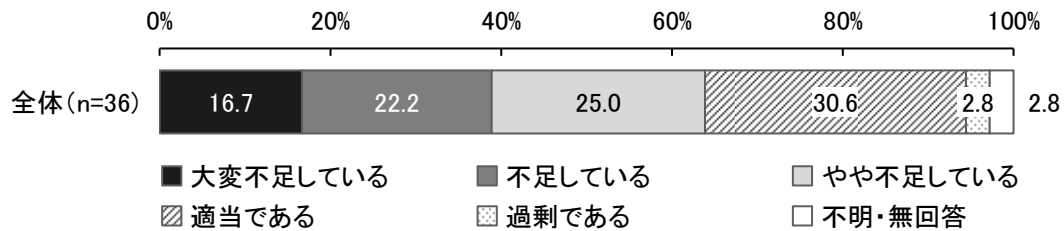
令和5年度及び本計画の期間中は、「共同生活援助」で2事業所、「生活介護」「日中一時支援」でそれぞれ1事業所が拡充または新規開設予定となっています。

サービス名	項目	拡充または新規開設予定時期			
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	事業所数（か所）	-	-	-	1
	定員数（名）	-	-	-	10
共同生活援助	事業所数（か所）	1	-	-	1※
	定員数（名）	5	-	-	6
日中一時支援	事業所数（か所）	1	-	-	-
	定員数（名）	6	-	-	-

※新規開設時期は令和8～10年度の予定。

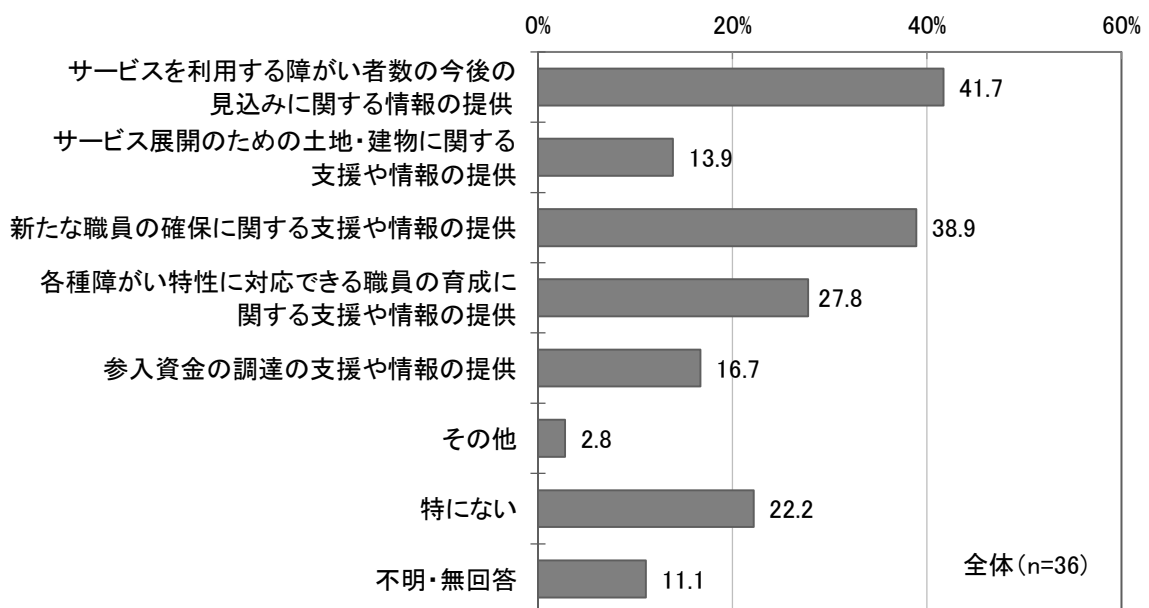
③事業所職員の過不足状況について

事業所の業務量に対する職員の過不足状況は、「適当である」が30.6%と最も高く、次いで「やや不足している」が25.0%となっています。なお、『不足している』（「大変不足している」「不足している」及び「やや不足している」の合算）と感じている事業所は、全体の63.9%となっています。



④本町における障がい福祉サービス等事業所の新規参入や定員の拡充などの促進のために必要なことについて

本町における障がい福祉サービス等事業所の新規参入や定員の拡充などを促進するために行政として必要なことは、「サービスを利用する障がい者数の今後の見込みに関する情報の提供」が41.7%と最も高く、次いで「新たな職員の確保に関する支援や情報の提供」が38.9%、「各種障がい特性に対応できる職員の育成に関する支援や情報の提供」が27.8%となっています。



4 庁内ヒアリング調査結果

前回計画の施策を評価するため、計画内容について関係課にヒアリング調査を実施し、進捗状況を把握しました。評価の判定区分はA～Dの4段階とし、評価の内容は以下の通りとなっています。

■評価の判定区分

A	十分できている
B	ややできている
C	ややできていない
D	できていない

基本方針1 自立支援・地域生活支援の基盤整備

基本方針1の評価はA判定が53.8%、B判定が46.2%、C判定が0.0%、D判定が0.0%となっています。

	A	B	C	D
障がい福祉サービスの充実 ・サービス供給量の確保	1	3	0	0
地域生活支援事業の充実 ・補完的なサービス提供	6	1	0	0
家族介護者に対する支援の推進 ・継続的な介護への支援	0	2	0	0
合計(13項目)	7 (53.8%)	6 (46.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

基本方針2 保健・医療施策の充実

基本方針2の評価はA判定が71.4%、B判定が28.6%、C判定が0.0%、D判定が0.0%となっています。

	A	B	C	D
保健施策の充実 ・障がいの発生及び重症化予防	3	1	0	0
心の健康づくり ・心の健康に対する早期対応	0	1	0	0
医療体制の確保 ・医師会等との連携による医療体制の整備	2	0	0	0
合計(7項目)	5 (71.4%)	2 (28.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

基本方針3 保育・教育の充実

基本方針3の評価はA判定が44.4%、B判定が38.9%、C判定が11.1%、D判定が5.6%となっています。

	A	B	C	D
障がい児支援の基盤整備 ・相談支援体制の充実、発達障がいのある児童への支援	3	0	1	1
障がいの早期療育 ・障がいの早期発見、早期療育の推進	1	0	0	0
障がい児保育の推進 ・こども園のソフト・ハード面の体制整備	1	2	0	0
障がい児教育の推進 ・教育支援の充実、教育環境の整備の推進	3	5	1	0
合計(18項目)	8 (44.4%)	7 (38.9%)	2 (11.1%)	1 (5.6%)

基本方針4 雇用・就労の促進

基本方針4の評価はA判定が0.0%、B判定が75.0%、C判定が25.0%、D判定が0.0%となっています。

	A	B	C	D
一般企業での就業の促進 ・労働関係機関との連携による支援	0	2	1	0
就労系サービスの充実 ・福祉的就労の場の確保	0	1	0	0
合計(4項目)	0 (0.0%)	3 (75.0%)	1 (25.0%)	0 (0.0%)

基本方針5 社会参加の基盤づくり

基本方針5の評価はA判定が14.3%、B判定が57.1%、C判定が14.3%、D判定が14.3%となっています。

	A	B	C	D
情報提供の充実と情報のバリアフリー化 ・障がい特性を踏まえた情報のバリアフリー化の推進	1	2	0	1
外出支援の強化 ・外出支援サービスの充実による社会参加の促進	1	3	0	0
人にやさしい建築物・道路の整備 ・岐阜県福祉のまちづくり条例に基づく整備	0	0	1	1
スポーツ・レクリエーションの促進 ・障がいの有無に関係なく参加できる活動の充実	0	2	0	0
文化活動の促進 ・文化活動による障がい者間の交流促進	0	1	1	0
合計(14項目)	2 (14.3%)	8 (57.1%)	2 (14.3%)	2 (14.3%)

基本方針6 防犯・防災体制の確立

基本方針6の評価はA判定が50.0%、B判定が16.7%、C判定が16.7%、D判定が16.7%となっています。

	A	B	C	D
災害時支援体制の確立 ・災害時の円滑な支援のための体制整備	1	1	1	1
防犯体制の充実 ・犯罪等の被害から身を守るための情報提供	2	0	0	0
合計(6項目)	3 (50.0%)	1 (16.7%)	1 (16.7%)	1 (16.7%)

基本方針7 住民相互の助け合いの推進

基本方針7の評価はA判定が0.0%、B判定が50.0%、C判定が50.0%、D判定が0.0%となっています。

	A	B	C	D
住民の「福祉の心」の育成 ・日常的に助け合いができる環境の整備	0	1	1	0
ボランティア・NPO活動を支援するまちづくり ・団体活動の周知、持続的な活動実施の支援	0	1	1	0
合計(4項目)	0 (0.0%)	2 (50.0%)	2 (50.0%)	0 (0.0%)

基本方針8 安心で快適に暮らせるまちづくり

基本方針8の評価はA判定が33.3%、B判定が50.0%、C判定が16.7%、D判定が0.0%となっています。

	A	B	C	D
多様な住まいの方への支援 ・多様な住まい方の支援、障がい特性に応じた住宅改修	3	0	0	0
相談支援体制の強化 ・地域での専門的な相談支援体制の整備	1	2	0	0
権利擁護体制の確立 ・救済、保護のための仕組みの整備	0	2	0	0
障がい者施策に関わるスタッフの確保と一層の資質向上 ・障がい福祉に関わる職員の資質向上の推進	0	2	2	0
合計(12項目)	4 (33.3%)	6 (50.0%)	2 (16.7%)	0 (0.0%)

全体評価

全体での評価はA判定が37.2%、B判定が44.9%、C判定が12.8%、D判定が5.1%となっています。障がい者が住み慣れた地域で生活できるよう福祉サービスの充実や相談できる支援体制の充実への取組や、障がい者が健康を維持できるよう保健・医療施策の充実に取り組みました。

一方で、障がい児支援の基盤整備や情報のバリアフリー化、災害時の支援体制の確立等に課題があります。

	A	B	C	D
合計(78項目)	29 (37.2%)	35 (44.9%)	10 (12.8%)	4 (5.1%)

第3章 基本目標と基本方針

1 基本目標

本計画の上位計画である「川辺町第5次総合計画」において、町の将来像として設定されている「清流と人が織りなす活力あるまち」の実現のため、福祉・医療・社会保障の分野では「誰もが安心して暮らせるまちづくり」が基本目標として掲げられています。また、障害者基本法に位置付けられている『すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現』といった目標を踏まえる必要があります。

本計画の基本目標では、このような背景を基に、前回計画の基本目標である「互いに個性を認め、支え合える 笑顔があふれるまちの実現」を継承し、障がい者が安心して暮らせる社会の実現を目指します。

【基本目標】

互いに個性を認め、支え合える

笑顔があふれるまちの実現

2 基本方針

(1) 自立支援・地域生活支援の基盤整備

すべての障がい者が住み慣れた地域で暮らしていくために、障がい者が主体的に必要なサービスを選択できるよう、日常生活を支援するための福祉サービス等の充実を図ります。

(2) 保健・医療施策の充実

生涯を通じて必要な保健・医療サービスが受けられる体制づくりを目指すとともに、障がい者が心身の健康保持や増進に必要な支援を受けることにより、自らの健康について、現在よりも安心感が得られるよう、継続した保健・医療施策の充実を図ります。

(3) 保育・教育の推進

障がい児の能力や個性を最大限に伸ばすためには、早期の療育支援や子どもの特性に合った指導が重要です。そのため、障がいの早期発見、早期療育のための体制の充実に努めます。

また、障がい児を受け入れる保育施設、学校施設等の環境改善に努めるとともに、障がいの有無にかかわらず、ともに学ぶインクルーシブ教育の考えを踏まえた特別支援教育の充実や、地域・学校における支援体制の整備を推進し、障がい児がその有する能力を最大限発揮できるよう努めます。

さらに、「医療的ケア児支援法」が施行され、医療的ケア児への対応充実を図る必要があります。

(4) 雇用・就労の促進

一人ひとりの状況や希望に応じた働き方を叶えるための合理的配慮の提供の普及・拡大や、多様な就労機会を確保するとともに、一般就労（企業就労）・就労継続に向けた支援を関係機関とともに推進します。

(5) 社会参加の基盤づくり

障がい者が地域で生活していく上で、様々な情報を得ることが重要です。そのため、町内の事業者等と連携し、合理的配慮の提供の普及・拡大や情報アクセシビリティの向上に努めます。

また、障がい者が地域で安心して生活できるよう、移動・交通対策を推進していきます。

さらに、障がい者が生きがいのある生活を送れるよう、スポーツ・文化活動等、様々な社会活動に参加することのできる機会や交流の機会を促進します。

(6) 防犯・防災体制の確立

障がい者の安全・安心を確保するため、防災対策を充実させることが重要です。そのため、避難行動に支援を要する障がい者とその家族が安心できる避難体制の強化に努めます。

また、障がい者を犯罪から守るため、関係機関との連携を強化し、地域全体で支援する体制を整備します。

(7) 住民相互の助け合いの推進

障がいへの正しい理解を深めるための広報・啓発活動や福祉教育活動への取組等、誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進します。

(8) 安心して快適に暮らせるまちづくり

障がい者が主体的に必要なサービスを選択できるよう、住まいの確保や、困りごとに対する相談支援体制の充実を図ります。

3 施策の体系

基本目標	基本方針	基本施策
互いに個性を認め、 支え合える 笑顔があふれる まちの実現	1 自立支援・地域生活支援の基盤整備	(1) 障がい福祉サービスの充実
		(2) 地域生活支援事業の充実
		(3) 家族介護者に対する支援の推進
	2 保健・医療施策の充実	(1) 保健施策の充実
		(2) 心の健康づくり
		(3) 医療体制の確保
	3 保育・教育の推進	(1) 障がい児支援の基盤整備
		(2) 障がいの早期療育
		(3) 障がい児保育の推進
		(4) 障がい児教育の推進
		(5) 医療的ケア児への支援
	4 雇用・就労の促進	(1) 一般企業での就業の促進
		(2) 就労系サービスの充実
	5 社会参加の基盤づくり	(1) 情報提供の充実と情報のバリアフリー化
		(2) 外出支援の強化
		(3) 人にやさしい建築物・道路の整備
		(4) スポーツ・レクリエーションの促進
		(5) 文化活動の促進
	6 防犯・防災体制の確立	(1) 災害時支援体制の確立
		(2) 防犯体制の充実
	7 住民相互の助け合いの推進	(1) 住民の「福祉の心」の育成
		(2) ボランティア・NPO活動を支援するまちづくり
	8 安心して快適に暮らせるまちづくり	(1) 多様な住まい方への支援
		(2) 相談支援体制の強化
(3) 権利擁護体制の確立		
(4) 障がい者施策に関わるスタッフの確保と一層の資質向上		

第4章 障がい者計画

1 自立支援・地域生活支援の基盤整備

基本施策	具体的施策
(1) 障がい福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居住系サービスの確保と利用の促進 ・ 訪問系サービスの確保とサービス利用の促進 ・ 日中活動系サービスの確保と利用の促進 ・ サービス等利用計画の作成
(2) 地域生活支援事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 理解促進研修・啓発事業 ・ 自発的活動支援事業 ・ 相談支援事業 ・ 成年後見制度利用支援事業 ・ 意思疎通支援事業（コミュニケーション支援事業） ・ 日常生活用具給付等事業 ・ 手話奉仕員養成研修事業 ・ 移動支援事業 ・ 地域活動支援センター機能強化事業 ・ 訪問入浴サービス事業 ・ 日中一時支援事業 ・ 社会参加促進事業 ・ 要電源重度障がい児者災害時等電源確保事業【新規】
(3) 家族介護者に対する支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護者交流・リフレッシュ事業の開催 ・ 家族介護者への支援【新規】

(1) 障がい福祉サービスの充実

●施策の方向

近隣市町村等との連携を図りながら障がい福祉サービスの供給量を確保するとともに、サービスを必要とする障がい者の適正な利用に結びつけます。

●具体的施策

No.	具体的施策	内容	事業
1	居住系サービスの確保と利用の促進	サービスの拡充に向けて、近隣市町村と連携して必要なサービス量を確保します。	<ul style="list-style-type: none"> ・自立生活援助 ・共同生活援助 ・施設入所支援
2	訪問系サービスの確保とサービス利用の促進	居宅介護サービスへの需要が高くなっているため、地域自立支援協議会等の場で供給体制の確保に向けた協議を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護 ・重度訪問介護 ・同行援護 ・行動援護 ・重度障害者等包括支援
3	日中活動系サービスの確保と利用の促進	日中活動系サービスは障がい者の機能訓練に加えて、居場所づくりの役割を果たしているため、これらの機能を充実させ、障がい者の自立や生きがいを促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・生活介護 ・自立訓練 (機能訓練) ・自立訓練 (生活訓練) ・就労移行支援 ・就労継続支援 (A型) ・就労継続支援 (B型) ・就労定着支援 ・療養介護 ・短期入所 (ショートステイ)
4	サービス等利用計画の作成	相談支援事業所と密接に連携し、利用者の生活環境の変化や心身の変化に対応できるよう、サービス利用計画の作成を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・計画相談支援

(2) 地域生活支援事業の充実

●施策の方向

障がい福祉サービス以外において補完的なサービスを提供し、障がい者の地域における日常生活を支え、安心して暮らせるまちづくりを推進します。

●具体的施策

No.	具体的施策	内容	事業
5	理解促進研修・啓発事業	町民に対して、障がい者等に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙での周知 ・企業・教育機関での啓発
6	自発的活動支援事業	障がい者やその家族、地域住民等が地域において自発的に行う各種活動を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・当事者による自発的活動への支援
7	相談支援事業	地域の障がい者の福祉に関する問題に対し、障がい者やその保護者または介助者からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者相談支援事業 ・地域自立支援協議会 ・基幹相談支援センター
8	成年後見制度利用支援事業	知的・精神障がい者や、認知症高齢者等、判断能力が不十分である人の権利擁護を図るため、成年後見制度等の利用を推進し、制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行います。また、相談支援や周知啓発を実施している「川辺町権利擁護支援センター」の機能の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・町長申し立て ・手続きの支援 ・制度の周知
9	意思疎通支援事業 (コミュニケーション支援事業)	聴覚や音声・言語機能等に障がいがある者が、町や聴覚障がい者団体主催の事業へ参加する際、また公的機関や医療機関を利用する際に手話通訳・要約筆記者を派遣することで、社会参加の促進につなげます。なお、県の聴覚障がい者団体に委託して実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・手話通訳・要約筆記者の派遣
10	日常生活用具給付等事業	障がい者の身体的機能を補完・代替する補装具の購入や、修理に要した費用の一部を助成し、障がい者の身体的負担の軽減を図ります。 また、重度の障がい者に対して、介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排せつ管理支援用具の購入及び住宅改修に要した費用の一部を給付し、日常生活の便宜を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・介護・訓練支援用具 ・自立生活支援用具 ・在宅療養等支援用具 ・情報・意思疎通支援用具 ・排せつ管理支援用具 ・住宅改修費
11	手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者等のコミュニケーションを支援するため、手話奉仕員を養成するための研修を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・手話奉仕員の養成研修

No.	具体的施策	内容	事業
12	移動支援事業	移動が困難である障がい者に、移動支援を行い、地域生活や社会参加を促進します。	・移動支援
13	地域活動支援センター機能強化事業	在宅の障がい者が、地域で自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、創作的な活動または生産的な活動の機会の提供及び社会との交流の促進等を図る場を提供します。	・町外サービスの利用支援
14	訪問入浴サービス事業	在宅の重度身体障がい者や児童を対象に、訪問入浴サービスを提供します。	・訪問入浴介助
15	日中一時支援事業	放課後や夏休み等の長期休暇中、活動場所を必要としている障がい児や、見守りが必要な障がい者を預かり、社会に適応するための日常的な訓練を行うとともに、家族等介護者の一時的な休息の場として支援事業を促進します。	・日中一時支援
16	社会参加促進事業	自動車運転免許の取得や自動車の改造に要する費用の一部を助成し、障がい者の社会参加を促進します。	・自動車運転免許取得費の助成 ・重度身体障害者介助用自動車購入及び改造助成事業
17	要電源重度障がい児者災害時等電源確保事業【新規】	要電源重度障がい児者が、災害による停電時等においても日常生活を継続することができるよう、非常用電源装置等の購入を支援し、在宅支援の充実を図ります。	・非常用電源装置等の助成

(3) 家族介護者に対する支援の推進

●施策の方向

障がい者が住み慣れた家庭や地域で安心して生活していくために、家族介護者の負担を軽減できるよう、支援を充実します。

●具体的施策

No.	具体的施策	内容	事業
18	介護者交流・リフレッシュ事業の開催	社会福祉協議会の主催する「介護者交流・リフレッシュ事業」を継続して開催することで、同じ立場にある家族介護者同士の悩みの共有や、励ましあう関係を築く場を提供し、介護する家族の心身の負担軽減を図ります。	・介護者交流・リフレッシュ事業
19	家族介護者への支援【新規】	社会福祉協議会やサービス事業所等の関係機関と連携し、家族介護者を支援するための体制を整備します。	・日中一時支援等の周知 ・相談支援事業

2 保健・医療施策の充実

基本施策	具体的施策
(1) 保健施策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検診・健診による障がいの早期発見 ・ 健康づくりの情報提供の充実 ・ 健康相談の推進 ・ 訪問指導の推進
(2) 心の健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 心の健康相談やうつ病予防、自殺予防対策の推進
(3) 医療体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健・医療・福祉の連携強化 ・ 医療費助成の推進

(1) 保健施策の充実

● 施策の方向

保健センターを中心として保健施策を提供していくとともに、各種健康づくり事業の情報提供の推進等により、住民の健康に対する意識を高め、障がいの発生及び重症化予防につなげます。

● 具体的施策

No.	具体的施策	内容	事業
20	検診・健診による障がいの早期発見	各種検診を通じて、疾病の早期発見や健康づくりを推進するとともに、疾病や障がいが発見された場合は速やかに対応し、重度化を抑制します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 妊婦健康診査 ・ 乳幼児健康診査 ・ 特定健康診査
21	健康づくりの情報提供の充実	健康診査や各種検診等健康づくり事業についての情報提供や重要性の周知を行い、住民の健康に対する意識を高めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康教育 ・ 結果説明会
22	健康相談の推進	保健センターで開催される相談会等において、適切な相談支援を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康相談
23	訪問指導の推進	必要に応じて健康に不安のある人に対して訪問指導による相談支援を行うとともに、医療機関、福祉部門と連携し、解決を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問指導

(2) 心の健康づくり

●施策の方向

自殺の増加にうつ等の精神疾患が関与しているケースが多くなっていることを踏まえ、心の健康に対する早期対応を図ります。

●具体的施策

No.	具体的施策	内容	事業
24	心の健康相談やうつ病予防、自殺予防対策の推進	可茂保健所や保健センターと連携し、随時心の健康相談を行い、心の健康相談についての支援体制を確立します。また、うつ病や自殺予防対策を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> 心の健康相談 精神科医による相談 保健所等との連携強化

(3) 医療体制の確保

●施策の方向

障がい者が適切な医療を安心して受けられるよう、医師会や歯科医師会の協力を得ながら、障がい者の立場に立った地域医療体制の整備を行います。

●具体的施策

No.	具体的施策	内容	事業
25	保健・医療・福祉の連携強化	医療機関、社会福祉協議会、保健センター、地域包括支援センター、おおぞら教室等、各種関係機関の連携を強化し、各種健康診査及び検診から治療、リハビリテーション、福祉サービス等の利用まで、切れ目のないサービスの提供を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 各分野の連携強化
26	医療費助成の推進	各種助成制度により、障がい者の医療費の自己負担分の一部を助成します。	<ul style="list-style-type: none"> 重度心身障がい者医療助成制度 自立支援医療制度 高額障害福祉サービス等給付費 更生医療給付

3 保育・教育の推進

基本施策	具体的施策
(1) 障がい児支援の基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童発達支援センターとの連携強化 ・ 障がい児支援体制の推進 ・ 児童発達支援事業の推進 ・ 保護者への支援 ・ 障害児支援利用計画の作成
(2) 障がいの早期療育	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がいの早期発見・早期療育の体制強化
(3) 障がい児保育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい児保育の実施 ・ こども園のユニバーサルデザイン化 ・ 子育て支援の充実
(4) 障がい児教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育相談と支援 ・ 特別支援教育連携協議会の開催 ・ 教育支援委員会の開催 ・ 個別の教育支援計画の作成 ・ 特別支援学級・通級による指導 ・ 通常学級での指導 ・ 学校のユニバーサルデザイン化 ・ 教職員資質の向上 ・ 放課後の居場所の充実
(5) 医療的ケア児への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療的ケア児の保育・学習への支援【新規】 ・ 医療的ケア児とその家族への支援体制の整備【新規】

(1) 障がい児支援の基盤整備

●施策の方向

障がい児を育てる保護者の不安を軽減するための相談支援体制の充実や、増加傾向にある発達障がい児への支援等を通し、総合的な支援体制の基盤を整備します。

●具体的施策

No.	具体的施策	内容	事業
27	児童発達支援センターとの連携強化	美濃加茂市に設置されている児童発達支援センターと連携し、障がい児やその家族の相談や療育等、総合的な支援をします。	・児童発達支援センター
28	障がい児支援体制の推進	発達障がいを含めた障がい児を早期に発見する相談支援体制と、療育・保育・教育・就労までを一貫して支える障がい児の支援体制の構築を進めます。	・関係機関との連携強化
29	児童発達支援事業の推進	児童発達支援を行う川辺町おおぞら教室において、発達障がいを含めた障がい児のために、医療機関やこども園、学校等の関係機関と連携し、個の特性に応じた療育を行い健やかな発達を促進します。	・教育機関との連携強化 ・児童発達支援事業 (おおぞら教室)
30	保護者への支援	障がい児の保護者に対して、安心して育児ができるよう相談機関を整備し、適切な助言を行うよう努めます。また、発達障がいについて、特性への理解を促し、早期の療育につなげられるよう学校・こども園等の関係機関と連携し支援します。	・相談窓口の周知 ・学校・こども園での相談 ・基幹相談支援
31	障害児支援利用計画の作成	障害児通所支援を利用する児童に対して、課題や援助方針を踏まえ、適切なサービスが検討・作成されるよう支援します。	・障害児相談支援

(2) 障がいの早期療育

●施策の方向

障がい児の支援には、保健センターやおおぞら教室、こども園、小・中学校等との連携により、障がいの早期発見、早期療育を推進します。

●具体的施策

No.	具体的施策	内容	事業
32	障がいの早期発見・早期療育の体制強化	関係機関と連携を強化し、乳幼児健康診断における障がいや発達の遅れの早期発見、おおぞら教室等での早期療育を支援するための体制を強化します。また、母子健康手帳による障がい児の発育を記録し、学校や医療機関の変化により支援に切れ目ができないよう体制を強化します。	・関係機関との連携強化

(3) 障がい児保育の推進

●施策の方向

こども園における保育士教諭の資質向上、こども園の施設のバリアフリー化等、ソフト・ハードの両面から体制を整備します。また、保護者に対する相談支援の充実により、保護者が安心して子育てできる環境づくりを推進します。

●具体的施策

No.	具体的施策	内容	事業
33	障がい児保育の実施	障がい児が安全・安心に保育が受けられるよう、適切な保育士教諭等の配置に努めます。また、保育士教諭等の職員に対して、発達障がいを含めた障がい児への理解を深めるための研修を実施し、保育資質の向上を図ります。	・職員研修 ・保育士教諭の加配
34	こども園のユニバーサルデザイン化	既存の公立こども園について、障がい児を含むすべての児童が安心して園生活を送れるよう、施設のユニバーサルデザイン化を進めます。また、民間事業者が保育所等を新設する場合は、ユニバーサルデザインに配慮した施設となるよう促します。	・改修時における対応
35	子育て支援の充実	こども園において、障がい児の保護者からの様々な相談に応じ、安心して子育てができるよう適切な助言に努めます。また、教育委員会やおおぞら教室等の関係機関と連携し、保護者に寄り添った子育て支援に努めます。	・こども園での相談・支援

(4) 障がい児教育の推進

●施策の方向

障がい児の教育にあたっては、その障がいの状態等に応じて、将来の自立や社会参加のために必要な力が培えるよう、一人ひとりの教育的ニーズに応じた早期からの一貫した教育支援の充実と教育環境の整備を推進していきます。

●具体的施策

No.	具体的施策	内容	事業
36	教育相談と支援	発達障がいを含めた障がい児が安全・安心に就学できるよう、教育相談を行います。また、一人ひとりの教育的ニーズを適切に把握し、学校・こども園等の関係機関との連携を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談 ・スクールカウンセラーの配置
37	特別支援教育連携協議会の開催	教育、医療、保健、福祉、労働等の各分野が連携し、障がい児への社会的な支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育連携協議会の開催
38	教育支援委員会の開催	教育支援委員会では、障がい児の状況、教育的ニーズ、本人・保護者や専門家の意見等を踏まえた総合的な観点から、適切な就学先と教育的支援を協議します。	<ul style="list-style-type: none"> ・教育支援委員会
39	個別の教育支援計画の作成	早期からの一貫した支援のために、障がい児の成長記録や指導内容に関する情報を個別の教育支援計画として、本人・保護者の了承を得た上で一元化して管理するとともに、健康福祉課（障がい児担当）等の関係機関で共有します。	<ul style="list-style-type: none"> ・個別計画の作成
40	特別支援学級・通級による指導	障がい児の状況に応じて、特別支援学級で教育を受けることが適当と認められる場合は、特別支援学級の増設を図るとともに、その環境整備に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学級就学奨励費事業
41	通常学級での指導	通常学級の中で、発達障がい等、個別に配慮が必要な児童・生徒に対して、支援員の配置等、充実した学校生活を送ることができるよう支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・支援員の配置
42	学校のユニバーサルデザイン化	すべての児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、学校施設のユニバーサルデザイン化を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・改修時における対応
43	教職員資質の向上	教育支援委員会専門部会や校内支援委員会、特別支援コーディネーターの活動を通じて、発達障がいを含めた障がい児への理解を深め、教職員の資質の向上を図るとともに、有識者により研修会、特別支援学校等との交流、校内研究会、研究授業等により指導力の向上に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・教育支援委員会専門部会 ・校内支援委員会 ・特別支援コーディネーター

No.	具体的施策	内容	事業
44	放課後の居場所の充実	障がい児が放課後や夏休み等の長期休暇を安心して過ごすことができる居場所、療育の場としての放課後等デイサービスが身近で利用できるよう努めるとともに、放課後児童クラブでの受け入れ体制を確保します。核家族で共働きの家庭が増加し、児童クラブの利用者が増えることが想定され、障がい児認定のない、いわゆるグレーゾーンの方の利用も増えることが予想されるため、対応できる体制の確保、充実に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後等デイサービス ・放課後児童クラブでの受け入れ

(5) 医療的ケア児への支援

●施策の方向

医療的ケア児の保育・学習環境の支援体制を整備します。また、子育てに対する悩みや不安について相談に応じる医療的ケア児に対する総合的な相談支援体制を強化します。

●具体的施策

No.	具体的施策	内容	事業
45	医療的ケア児の保育・学習への支援【新規】	医療的ケア児への保育・学習環境を確保し、充実した生活を送ることができるよう、支援します。また、保育、教育の現場において医療的ケア児への必要な対応等について理解が浸透するよう、「医療的ケア児支援法」等の趣旨について周知を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・保育・学習環境の整備
46	医療的ケア児とその家族への支援体制の整備【新規】	医療的ケア児やその家族に対しての支援体制を整備するため、当事者の実態把握に努めるとともに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関との連携を強化します。 また、医療的ケアが必要な障がい児を介護する家族やサービス事業者に対し、岐阜県が実施する相談や研修の利用を促進します。 さらに、必要に応じて中濃圏域に配置している医療的ケア児コーディネーターと連携するとともに、広域的な連携のもとで人材の育成を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児やその家族に関する実態把握 ・関係機関との連携強化 ・圏域における医療的ケア児等コーディネーターの配置

4 雇用・就労の促進

基本施策	具体的施策
(1) 一般企業での就業の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用の場の確保と就職支援の推進 ・就労移行支援・自立訓練の確保と利用の促進 ・障がい者の就業定着に向けた支援の推進 ・合理的配慮の提供義務【新規】
(2) 就労系サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・就労継続支援の確保と利用の促進 ・多様な就労機会と工賃向上に向けた取組の拡充【新規】

(1) 一般企業での就業の促進

●施策の方向

職業能力の高い障がい者を希望する就職に結び付けるためには、公共職業安定所等の労働関係機関と連携を図り、支援します。また、就労後も職業定着が課題となっている面もあるため、事業者側への障がい理解等も含め、就労後の支援を継続的に行います。

●具体的施策

No.	具体的施策	内容	事業
47	雇用の場の確保と就職支援の推進	公共職業安定所等の労働関係機関と連携し、事業主や障がい者に対して情報提供や相談等を行い、雇用の場の確保と就職を支援します。また、障害者雇用促進法における法定雇用率の達成に向けて、町内の企業に対して周知・啓発を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・法定雇用率の周知 ・職業相談
48	就労移行支援・自立訓練の確保と利用の促進	県や中濃圏域の市町村、民間事業者等と調整を図り、就労移行支援や自立訓練の供給体制の確保に努め、その利用を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・就労移行支援
49	障がい者の就業定着に向けた支援の推進	一般企業で働いている障がい者が、その職場に定着して働くことができるよう、公共職業安定所等と連携して、一般企業で働く障がい者やその雇用主に対するジョブコーチや障がい者就労アドバイザーの派遣に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ジョブコーチや障がい者就労アドバイザーの派遣
50	合理的配慮の提供義務【新規】	障害者雇用促進法や障害者差別解消法等に含まれている障がい者への差別の禁止や合理的配慮の提供義務について周知・啓発し、住民の理解を深めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所に対する合理的配慮の提供についての周知

(2) 就労系サービスの充実

●施策の方向

一般就労が困難な障がい者であっても、地域で働き続けることができるよう、就労継続支援等の福祉的就労の場を確保します。

●具体的施策

No.	具体的施策	内容	事業
51	就労継続支援の確保と利用の促進	県や中濃圏域の市町村、民間事業者等と調整を図り、就労継続支援の供給体制の確保に努めます。また、障がい者の能力に応じた適切な利用を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・就労継続支援（A型） ・就労継続支援（B型） ・就労定着支援
52	多様な就労機会と工賃向上に向けた取組の拡充【新規】	「川辺町障害者就労施設等からの物品等調達方針」に基づき、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るとともに、多様な委託事業等について検討を進めます。また、「岐阜県工賃向上計画」等の内容を踏まえ、工賃水準の向上に向けた各事業所の取組を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・町役場における優先調達の実施 ・「岐阜県工賃向上計画」等を踏まえた取組の促進

5 社会参加の基盤づくり

基本施策	具体的施策
(1) 情報提供の充実と情報のバリアフリー化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図書館利用に係る体制整備【新規】 ・ 手話通訳者・要約筆記者の派遣 ・ 選挙における配慮 ・ 多様な手段による情報提供の推進
(2) 外出支援の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移動支援 ・ 同行援護 ・ 行動援護 ・ 重度障がい者社会参加助成事業の推進
(3) 人にやさしい建築物・道路の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人にやさしい建築物・道路の整備 ・ ユニバーサルデザイン・バリアフリーに関する啓発と情報提供の推進
(4) スポーツ・レクリエーションの促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参加・交流しやすいスポーツ・レクリエーション活動の推進 ・ スポーツ大会等への参加促進
(5) 文化活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参加しやすい文化的活動の推進 ・ サロン交流会の推進

(1) 情報提供の充実と情報のバリアフリー化

●施策の方向

障がい者が様々な情報を入手しやすい環境を整備するため、障がい特性を踏まえた、情報のバリアフリー化を推進します。

●具体的施策

No.	具体的施策	内容	事業
53	図書館利用に係る体制整備【新規】	「読書バリアフリー法」に基づき、大活字本の充実等を図り、視覚障がい者への利用の促進を図ります。	・大活字本の貸出
54	手話通訳者・要約筆記者の派遣	地域生活支援事業の「コミュニケーション支援」における「手話通訳者・要約筆記者の派遣」により、聴覚障がい者の社会参加を支援します。	・手話通訳者・要約筆記者の派遣
55	選挙における配慮	投票所のバリアフリー化や点字投票、投票補助者を配置し、障がい者が支障なく選挙で投票ができる環境を維持します。	・投票補助者の確保 ・点字投票の環境整備
56	多様な手段による情報提供の推進	町や社会福祉協議会の広報紙、パンフレット等による情報提供のほか、町ホームページ、町防災行政無線での情報提供、民生児童委員や障がい者相談員等による地域の中での相談等による情報提供等、情報提供手段の多様化を図ります。 また、多様な情報提供手段について積極的に周知し、障がい者が必要に応じて情報を取捨選択できるよう、環境を整備します。	・広報紙等による情報提供 ・町ホームページ等による情報提供 ・相談等による情報提供

(2) 外出支援の強化

●施策の方向

各障がいに合わせて外出支援サービスを充実させ、障がい者の一層の社会参加の促進につなげます。

●具体的施策

No.	具体的施策	内容	事業
57	移動支援	障がい者の地域生活や社会参加を促進するため、屋外での移動が困難な障がい者が外出をする際に付き添い、必要な支援を行う移動支援を実施し、その利用を促進します。	・移動支援事業
58	同行援護	視力障がいにより、移動に著しい困難を有する人への同行援護の実施により、視力障がい者の外出を支援します。	・同行支援事業
59	行動援護	知的障がい、精神障がいにより行動上著しい困難がある人に対し、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護を行うほか、外出時の移動支援を行います。	・行動支援事業
60	重度障がい者社会参加助成事業の推進	福祉バスの利用推進やバリアフリー化の推進に努めます。また、タクシー利用の助成や自動車利用に伴う燃料費助成を継続して実施し、重度障がい者の社会への参加を促進します。	・重度障がい者社会参加助成事業 ・精神障がい者のタクシー助成事業

(3) 人にやさしい建築物・道路の整備

●施策の方向

岐阜県福祉のまちづくり条例に基づき、改修の際には必要な整備を行うとともに、障がいの有無にかかわらず、ユニバーサルデザイン・バリアフリーについて啓発し、普段から意識して行動できるよう図ります。

●具体的施策

No.	具体的施策	内容	事業
61	人にやさしい建築物・道路の整備	町の生活道路や公園、公共的施設等について、バリアフリー化を推進します。	・道路・歩道の維持改善
62	ユニバーサルデザイン・バリアフリーに関する啓発と情報提供の推進	町内の民間施設に対し、ユニバーサルデザイン・バリアフリーに関する啓発・情報提供を行います。また、岐阜県で作成している「ヘルプマーク」等の配布を行います。	・啓発・情報発信 ・ヘルプマークの周知

(4) スポーツ・レクリエーションの促進

●施策の方向

障がいの有無にかかわらずスポーツ・レクリエーション活動に参加できるよう、活動内容を充実します。また、交流の機会を促進し、地域における障がい者理解につなげます。

●具体的施策

No.	具体的施策	内容	事業
63	参加・交流しやすいスポーツ・レクリエーション活動の推進	町民を対象としたスポーツ・レクリエーション活動は、障がい者が気軽に参加できる種目を取り入れ、障がいの有無にかかわらず誰もが参加できるよう、内容の充実を図ります。	・活動の参加促進
64	スポーツ大会等への参加促進	障がい者が気軽にスポーツを楽しめるよう、中濃ブロックや県が開催するスポーツ大会等の情報提供を行い、これらの参加を促進します。	・スポーツ大会等の情報提供 ・スポーツ大会出場奨励金

(5) 文化活動の促進

●施策の方向

サロン活動を促進し、文化活動の機会を提供するとともに、障がい者同士の交流を促進します。

●具体的施策

No.	具体的施策	内容	事業
65	参加しやすい文化的活動の推進	文化祭や生涯学習展のような公民館活動、社会教育活動や地域の活動等に障がい者が参加しやすい活動メニューを加え、参加機会の拡大に努めます。	・公民館活動 ・社会教育活動 ・コミュニティ活動
66	サロン交流会の推進	町内で活動するサロン同士が集まり、普段のサロンでの活動を発表する機会を提供することで、障がい者同士の交流を図るとともに、障がいの有無にかかわらず交流を図ることによりサロン活動の活性化を促進します。	・サロン交流会

6 防犯・防災体制の確立

基本施策	具体的施策
(1) 災害時支援体制の確立	<ul style="list-style-type: none">・ 災害時要援護者の把握・ 福祉避難所の設置・ 災害ボランティアの育成・ 緊急通報体制・情報提供の推進
(2) 防犯体制の充実	<ul style="list-style-type: none">・ 地域での見守り体制の確立・ 防犯に関する情報提供の推進

(1) 災害時支援体制の確立

●施策の方向

災害時に適切な情報提供ができる環境を整備するとともに、自力での避難が困難である災害時要援護者を日頃から地域の中で把握し、災害時に円滑に支援できる体制を充実します。

また、普段の生活の中で、地域住民の障がい者に対する理解を深めると同時に、障がい特性に応じた個別的支援を提供します。

●具体的施策

No.	具体的施策	内容	事業
67	災害時要援護者の把握	町内協力事業所や地域住民による支援体制の充実に努めます。また、有事には防災担当課と連携し、迅速に支援の提供を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域見守りネットワーク事業 ・個別避難計画の作成
68	福祉避難所の設置	避難所生活において特別な配慮を必要とする障がい者が、ニーズに合った個別的な支援を受けられるよう、本町の防災計画との整合性を図り、福祉避難所の増設を検討します。 また、現在の福祉避難所ではどのような人が避難できるのかを事前に調査し、それぞれの特性に合った支援の推進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉避難所
69	災害ボランティアの育成	災害時、地域において災害時要援護者の避難支援に迅速に対応できるよう、庁内関係各課や社会福祉協議会と連携を取り、災害ボランティアの育成を検討します。 また、町内で災害ボランティアに参加した人の体験談を聞く機会を設定する等、災害ボランティアに対する住民の認識を高めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアに関する情報提供
70	緊急通報体制・情報提供の推進	聴覚障がい者や音声・言語機能障がい者の消防署への緊急通報手段として、FAXやEメールによる緊急通報の受け付け体制を整備するとともに、一層の周知を行い、利用を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急通報装置の支給

(2) 防犯体制の充実

●施策の方向

障がいの有無にかかわらず地域で安心して暮らしていくために、犯罪等の被害から身を守るための情報提供や、地域全体で支え合い、見守っていくことのできるまちづくりを進めます。

●具体的施策

No.	具体的施策	内容	事業
71	地域での見守り体制の確立	犯罪に強いまちづくりに向けて、自治会等の近隣住民やボランティア、民生児童委員で、障がい者、高齢者、児童等への地域の見守り体制の強化を図ります。	・見守り活動者の確保
72	防犯に関する情報提供の推進	障がい者や高齢者に対して、町ホームページや広報紙等を利用し、防犯に関する情報提供を行うとともに、講習会等の開催により、自ら防犯対策に向けた行動が取れるよう意識高揚を図ります。 また、関係機関と連携し、消費生活相談や消費者被害の防止につなげます。	・防犯講習会 ・消費生活相談

7 住民相互の助け合いの推進

基本施策	具体的施策
(1) 住民の「福祉の心」の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報等を利用した周知・啓発の促進 ・ 助け合い活動の推進
(2) ボランティア・NPO活動を支援するまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティア・NPO活動の促進 ・ 当事者活動の活性化

(1) 住民の「福祉の心」の育成

● 施策の方向

地域住民に「福祉の心」を根付かせ、日常的に助け合いができる環境を整備します。

また、障がい者の生活上の困難を、地域における支え合いにより軽減していけるようなまちづくりを進めます。

● 具体的施策

No.	具体的施策	内容	事業
73	広報等を利用した周知・啓発の促進	町広報紙や社会福祉協議会の広報紙等に障がい者の情報等を掲載することで、障がいに対する地域での理解を深めます。	・ 福祉に関する情報提供
74	助け合い活動の推進	日頃から地域で声を掛け合う等、お互いの存在を認識できるようにし、地域における障がい者の状態等を把握しておくことで、災害発生等の緊急時に地域の力で支援します。 また、高齢者サロン等を利用して日頃から障がいの有無にかかわらず交流の機会を持つことで、障がい特性への理解を促進し、外出時に困難を抱えている障がい者を誰でも手助けできる環境づくりを推進します。	・ 助け合い意識の醸成

(2) ボランティア・NPO活動を支援するまちづくり

●施策の方向

ボランティア・NPO活動等の地域全体の福祉の力を高める団体として、その重要性を積極的に周知し、参加者の確保を図ります。

また、団体活動の周知を強化し、より充実した活動を持続して行えるよう支援します。

●具体的施策

No.	具体的施策	内容	事業
75	ボランティア・NPO活動の促進	地域での行事の運営等にボランティアの参加を促し、障がいの有無にかかわらず参加できる環境を整備します。 また、ボランティア活動での交流を図り、障がいに対する関心と理解の向上を図ります。	・ボランティアの募集 ・ボランティア活動支援
76	当事者活動の活性化	社会福祉協議会等と連携して団体への支援を行います。 また、各種障害者手帳交付時等を利用して団体活動の積極的な周知を行うことで、新規加入者を確保し、活動促進を図ります。	・団体への支援

8 安心して快適に暮らせるまちづくり

基本施策	具体的施策
(1) 多様な住まい方への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・居住系サービスの供給量の確保と利用の促進 ・公営住宅への優先入居 ・日常生活用具給付等事業による住宅改修
(2) 相談支援体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センターの充実 ・身体障がい者・知的障がい者相談員の活動支援 ・地域自立支援協議会の充実 ・重層的支援体制の整備【新規】 ・強度行動障がい者への支援【新規】
(3) 権利擁護体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者虐待防止法の周知 ・障害者差別解消法の周知【新規】 ・権利擁護に関する各種制度の周知と利用の促進
(4) 障がい者施策に関わるスタッフの確保と一層の資質向上	<ul style="list-style-type: none"> ・関係職員の研修機会の拡充 ・サービス事業者との連携推進 ・民間関係者の一層の資質向上 ・苦情処理・第三者評価の推進 ・障がい分野に関する人材の確保【新規】

(1) 多様な住まい方への支援

●施策の方向

障がい者がどこでどう暮らしていくかについて、住まいの場として多様な選択肢を用意する等、支援していくとともに、個々の障がい特性に応じた住宅の改修を進めます。

●具体的施策

No.	具体的施策	内容	事業
77	居住系サービスの供給量の確保と利用の促進	広域的に連携して整備に努めるとともに、必要なサービス量を確保します。また、障害者自立支援法の改正を受け、地域移行をさらに促進するためのグループホーム家賃助成を推進します。	・グループホーム家賃助成
78	公営住宅への優先入居	障がい者や高齢者で入居要件に該当する人を対象に、公営住宅への入居を優先します。	・公営住宅の優先入居
79	日常生活用具給付等事業による住宅改修	重度の下肢・体幹機能障がい者等を対象に、日常生活用具給付等事業内において住宅改修を実施しており、今後も利用促進に努めます。	・住宅改修費の一部助成

(2) 相談支援体制の強化

●施策の方向

障がい者が必要なときに必要な情報が得られるよう、身近な地域において専門的な相談支援体制を整備します。

●具体的施策

No.	具体的施策	内容	事業
80	基幹相談支援センターの充実	地域における障がい者の課題解決につなげるため、行政が主体となり、基幹相談支援センターを運営します。	・基幹相談支援センター
81	身体障がい者・知的障がい者相談員の活動支援	身体・知的障がい者に対して、必要な指導、助言をする障がい者相談員の活動を支援します。また、県が実施する研修会等への参加を促進することにより、障がい者相談員の資質向上を図ります。	・障がい者相談員の確保
82	地域自立支援協議会の充実	障がい福祉施策に関わる関係機関による地域自立支援協議会において、地域の障がい者の状況を正確に把握し、困難事例等の協議や調整、サービス供給体制の確保に向けた協議を行います。また、関係機関の交流や情報交換の場として活用し、連携の強化を図ります。	・協議会の運営
83	重層的支援体制の整備【新規】	支援対象者の状況・状態に合わせた関係機関と連携し、障がい分野をはじめ複雑化・複合化した課題を抱える住民に対して、一体的かつ重層的に支援を行う体制整備を検討します。	・関係機関との連携による体制整備の検討
84	強度行動障がい者への支援【新規】	中濃圏域で協議を行う等、強度行動障がい者が各種福祉サービスを利用できるよう、体制を検討します。	・事業所等への支援

(3) 権利擁護体制の確立

●施策の方向

「障害者虐待防止法」「障害者差別解消法」に基づき、障がい者への虐待防止や差別解消を推進するため、住民への幅広い周知や事案が発生した場合の具体的な救済、保護のための仕組みを整備していきます。

また、障がい者の権利擁護に関する各種制度を周知し、円滑な利用に結び付けます。

●具体的施策

No.	具体的施策	内容	事業
85	障害者虐待防止法の周知	「障害者虐待防止法」の趣旨について、住民や障がい福祉に関わる事業所等へ周知し、虐待防止についての意識醸成を図ることで、地域における虐待の早期発見・早期対応につなげます。 また、「障害者虐待防止法」に定められる障がい者虐待の通報義務等を周知し、障がい者の虐待防止体制を整備します。	・広報紙等による情報発信
86	障害者差別解消法の周知【新規】	「障害者差別解消法」の趣旨について、住民や障がい福祉に関わる事業所等へ周知し、差別解消についての意識醸成を図ることで、地域における障がい者の権利擁護につなげます。	・広報紙等による情報発信
87	権利擁護に関する各種制度の周知と利用の促進	知的・精神障がい者や、認知症高齢者等、判断能力が不十分である人の権利擁護を図るため、成年後見制度等の利用を推進します。また、相談支援や周知啓発を実施している「川辺町権利擁護支援センター」の機能の充実を図ります。	・広報紙等による情報発信

(4) 障がい者施策に関わるスタッフの確保と一層の資質向上

●施策の方向

必要な職員の確保に努めるとともに、研修機会の確保等により、障がい福祉に関わる職員の資質向上を推進していき、障がい者がどこの事業所を利用しても質の高いサービスを受けられるようにします。

●具体的施策

No.	具体的施策	内容	事業
88	関係職員の研修機会の拡充	関係職員等の研修機会を拡充するとともに、県主催の研修にも参加を促進することにより、職員の障がい福祉に対する理解の一層の促進を図ります。	・職員研修
89	サービス事業者との連携推進	地域自立支援協議会の場を活用し、町とサービス事業者が一体となってサービスの質の向上に取り組めるよう、職員教育の検討・情報共有等を行います。	・地域自立支援協議会
90	民間関係者の一層の資質向上	民生委員・児童委員、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員等の研修参加を促進し、一層の資質向上を図ります。	・相談員の研修
91	苦情処理・第三者評価の推進	現在サービスの利用における不満や苦情に対し、町及び各サービス事業者において苦情処理の体制はできており、よりよい体制を整備できるよう努めます。各サービス事業者が自らのサービスを定期的に評価し、また第三者が客観的に評価する第三者評価体制により、サービスの質の向上を図ります。	・第三者評価体制
92	障がい分野に関する人材の確保【新規】	人材の確保に向けた各事業所の取組を支援します。	・国・県等の支援事業の周知

第5章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

1 国の成果目標

国の示す基本指針を踏まえるとともに、本町における過去の実績と地域の実情を考慮し、数値目標を設定し、それらの達成を目指し、施策を推進します。

■国の示す成果目標

番号	項目	内容
1	地域生活移行者数	・令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行
	施設入所者数	・令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減
2	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障がい者の精神病床からの退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上 ・精神病床における65歳以上の1年以上の入院患者数及び令和8年度末の精神病床における65歳未満の1年以上の長期入院患者数を目標値として設定 ・精神病床における早期退院率： <ul style="list-style-type: none"> 3か月後68.9%以上 6か月後84.5%以上 1年後91.0%以上
3	地域生活支援拠点等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度末までの間、市町村または圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上運用状況を検証、検討 ・強度行動障がいを有する者に関し、各市町村又は圏域において新規ニーズを把握し、支援体制の整備を進める
4	一般就労移行者数	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度中の移行者数が、令和3年度実績の1.28倍以上 ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所全体の5割以上
	就労移行支援における一般就労移行者数	・令和8年度中の移行者数が、令和3年度実績の1.31倍以上
	就労継続支援A型における一般就労移行者数	・令和8年度中の移行者数が、令和3年度実績の1.29倍以上
	就労継続支援B型における一般就労移行者数	・令和8年度中の移行者数が、令和3年度実績の1.28倍以上
	就労定着支援事業の利用者数	・令和3年度実績の1.41倍以上
	就労定着支援事業の就労定着率	・就労定着支援による就労定着率が7割以上の事業所が全体の2割5分以上

番号	項目	内容
5	障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進	<ul style="list-style-type: none"> 令和8年度末までに、児童発達支援センターを市町村または圏域に少なくとも1か所以上設置 令和8年度末までに、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築
	重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	<ul style="list-style-type: none"> 令和8年度末までに、市町村または圏域に少なくとも1か所以上確保
	重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	<ul style="list-style-type: none"> 令和8年度末までに、市町村または圏域に少なくとも1か所以上確保
	医療的ケア児支援のための協議の場	<ul style="list-style-type: none"> 令和8年度末までに、都道府県、圏域及び市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置
	医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	<ul style="list-style-type: none"> 令和8年度末までに、都道府県、圏域及び市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーター配置
6	相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 令和8年度末までに、市町村または圏域において、基幹相談支援センターの設置と、相談支援体制の強化を図る体制を確保 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等
7	サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> 令和8年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築

2 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の成果目標

障がい者の地域生活への移行や就労支援、療育支援等の充実のため、本計画における成果目標を、国の基本指針に基づくとともに本町の実情を踏まえて設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

本町の令和4年度末の施設入所者数は16人です。令和8年度末において、1人が地域生活に移行することを目標とします。

国の指針	①地域生活移行者数 ・令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行	
	②施設入所者数 ・令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減	
本町の目標	施設入所者数(令和4年度末)	16人
	令和8年度末の施設入所者数	15人
	【目標値】地域生活移行者数	1人(6.3%)
	【目標値】削減見込み	1人(6.3%)

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

本町において、精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるため、令和8年度末における目標を下記のように設定します。

国の指針	①精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	
	<ul style="list-style-type: none"> 精神障がい者の精神病床からの退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上 精神病床における65歳以上の1年以上の入院患者数及び令和8年度末の精神病床における65歳未満の1年以上の長期入院患者数を目標値として設定 精神病床における早期退院率：3か月後68.9%以上 6か月後84.5%以上 1年後91.0%以上 	
本町の目標	保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数	1回
	保健、医療・福祉関係者による協議の場への関係者の参加人数	20人
	保健、医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回
	精神障がい者の地域移行支援の利用者数	1人
	精神障がい者の地域定着支援の利用者数	2人
	精神障がい者の共同生活援助の利用者数	1人
	精神障がい者の自立生活援助の利用者数	1人
	精神障がい者の自立訓練(生活訓練)の利用者数	3人

(3) 地域生活支援の充実

本町において、障がい者の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり等）の集約等を行う拠点等を面的整備により確保していきます。

国の指針	①地域生活支援拠点等の整備	
	<ul style="list-style-type: none"> 令和8年度末までの間、市町村または圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上運用状況を検証、検討 強度行動障がい者を有する者に関し、各市町村又は圏域において新規ニーズを把握し、支援体制の整備を進める 	
本町の目標	地域生活支援拠点の整備	整備済
	コーディネーターの配置人数	1人
	支援の実績等を踏まえた運用状況の検証及び検討を年1回以上実施	実施
	強度行動障がい者を有する方への支援体制の整備	実施

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

本町において、令和8年度の福祉施設から一般就労への移行者数を一般就労移行者数は3人（就労移行支援1人、就労継続支援A型1人、就労継続支援B型1人）に増やすことを目標とします。また、令和8年度末における就労移行支援事業の利用者数を1人増やすことを目標とします。

国の指針	①一般就労移行者数	
	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度中の移行者数が、令和3年度実績の1.28倍以上 ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所全体の5割以上 	
	②就労移行支援における一般就労移行者数	
	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度中の移行者数が、令和3年度実績の1.31倍以上 	
	③就労継続支援A型における一般就労移行者数	
	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度中の移行者数が、令和3年度実績の1.29倍以上 	
本町の目標	④就労継続支援B型における一般就労移行者数	
	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度中の移行者数が、令和3年度実績の1.28倍以上 	
	⑤就労定着支援事業の利用者数	
	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度実績の1.41倍以上 	
	⑥就労定着支援事業の就労定着率	
	<ul style="list-style-type: none"> ・就労定着支援による就労定着率が7割以上の事業所が全体の2割5分以上 	
	就労移行支援事業等による一般就労への移行者数	3人
	・就労移行支援事業による一般就労への移行者数	1人
	・就労継続支援A型事業による一般就労への移行者数	1人
	・就労継続支援B型事業による一般就労への移行者数	1人
	一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業所の割合	0.0%
	就労定着支援事業利用者数	1人
	就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所数の割合	0.0%

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

本町においては、おおぞら教室において、児童発達支援センターと同等機能の体制を整備しているため、これら機能の充実を図り、障がいのある児童とその家族を支援します。また、サービスを必要とする児童が円滑に様々な支援を受けることができるよう、近隣市町村との連携により支援体制を確保します。

<p>国の指針</p>	<p>①障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度末までに、児童発達支援センターを市町村または圏域に少なくとも1か所以上設置 ・令和8年度末までに、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築 <p>②重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度末までに、市町村または圏域に少なくとも1か所以上確保 <p>③重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度末までに、市町村または圏域に少なくとも1か所以上確保 <p>④医療的ケア児支援のための協議の場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度末までに、都道府県、圏域及び市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置 <p>⑤医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度末までに、都道府県、圏域及び市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーター配置 	
<p>本町の目標</p>	<p>児童発達支援センターの設置</p> <p>障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築</p> <p>主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等の設置数</p> <p>重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保</p> <p>医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置</p> <p>医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置</p>	<p>0箇所</p> <p>無</p> <p>1箇所</p> <p>1箇所</p> <p>設置済(圏域)</p> <p>配置済(圏域)</p>

(6) 相談支援体制の充実・強化等

本町において、基幹相談支援センターはすでに設置されているため、相談支援体制の一層の充実・強化を図ることを目標とします。

国の指針	①相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制 ・令和8年度末までに、市町村または圏域において、基幹相談支援センターの設置と、相談支援体制の強化を図る体制を確保 ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等	
本町の目標	基幹相談支援センターの設置	整備済
	基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言の件数	1件
	基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	1件
	基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	1件
	基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数	1件
	基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	1件
	協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	1回
	協議会における相談支援事業所の参画による事例検討参加事業者・機関数	1回
	協議会の専門部会の設置数	1箇所
	協議会の専門部会の実施回数	1回

(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

本町において、岐阜県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への町職員の参加人数を1人としています。

国の指針	①サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築 ・令和8年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築	
本町の目標	岐阜県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への町職員の参加人数	1人
	障害者自立支援審査支払等システム等の審査結果を事業所や関係自治体等と共有する回数	1回

3 障がい福祉サービス等の見込量及び確保方策

(1) 訪問系サービス

■実績値

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
居宅介護	人/月	11	11	12	14	14	15
	時間/月	187	194	204	284	238	323
重度訪問介護	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0
同行援護	人/月	1	2	1	2	1	2
	時間/月	2	30	2	50	2	56
行動援護	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0
重度障害者等包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0

■見込量

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	人/月	17	19	22
	時間/月	366	409	474
重度訪問介護	人/月	0	0	0
	時間/月	0	0	0
同行援護	人/月	2	2	2
	時間/月	56	56	56
行動援護	人/月	1	1	1
	時間/月	40	40	40
重度障害者等包括支援	人/月	0	0	0
	時間/月	0	0	0

【サービス見込量確保のための方策】

訪問系サービスのうち、居宅介護は、利用者数、時間数ともに増加を見込んでおり、サービス事業所と連携を図り、サービス提供体制の受け皿の拡大を図ります。また、同行援護はサービス利用者が令和3年度から令和5年度にかけて見込値よりも大きく増加しているため、令和6年度から令和8年度は見込量を拡大しています。

(2) 日中活動系サービス

■実績値

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
生活介護	人/月	29	30	30	32	31	31
	人日/月	522	577	540	605	558	596
自立訓練(機能訓練)	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	人/月	4	1	6	1	8	0
	人日/月	76	21	114	20	152	0
就労移行支援	人/月	1	2	1	0	1	1
	人日/月	12	37	12	6	12	17
就労継続支援(A型)	人/月	18	11	19	11	20	10
	人日/月	324	185	342	195	360	194
就労継続支援(B型)	人/月	11	7	12	10	14	15
	人日/月	134	91	147	140	171	208
就労定着支援	人/月	0	0	0	0	1	0
療養介護	人/月	2	2	2	2	2	2
短期入所 (ショートステイ)	人/月	2	6	2	7	2	8
	人日/月	20	36	20	42	20	48

■見込量

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人/月	32	33	34
	人日/月	644	664	684
自立訓練(機能訓練)	人/月	0	0	0
	人日/月	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	人/月	1	1	1
	人日/月	22	22	22
就労選択支援	人/月	-	1	1
	人日/月	-	2	2
就労移行支援	人/月	1	1	1
	人日/月	19	19	19
就労継続支援(A型)	人/月	9	8	7
	人日/月	175	155	136
就労継続支援(B型)	人/月	17	19	22
	人日/月	246	274	318
就労定着支援	人/月	0	0	0
療養介護	人/月	2	2	2
短期入所 (ショートステイ)	人/月	11	16	23
	人日/月	110	160	230

【サービス見込量確保のための方策】

日中活動系サービスでは、就労継続支援（B型）が令和3年度から令和5年度にかけて実績値が増加傾向にあるため、令和6年度から令和8年度にかけて見込値を拡大しています。ニーズに合った見込量を確保するため、近隣のサービス提供事業者との連携を図ります。

（3）居住系サービス

■実績値

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
自立生活援助	人/月	1	0	1	0	1	0
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	6	5	7	5	8	3
施設入所支援	人/月	15	16	15	16	15	17

■見込量

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人/月	1	1	1
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	3	3	3
施設入所支援	人/月	17	17	17

【サービス見込量確保のための方策】

居住系サービスでは、令和3年度から令和5年度にかけて、利用実績が見込値より大幅に増加したサービスはありませんでした。令和6年度以降においては、障がい者の地域生活への移行を促進するため、障がい者の施設及び地域との調整を行い、居住支援の確保に努めます。

また、施設入所が必要な方には、適切な施設利用を支援します。

(4) 相談支援

■実績値

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
計画相談支援	人/月	19	14	23	16	28	17
地域移行支援	人/月	1	0	1	0	1	0
地域定着支援	人/月	2	2	2	2	2	2

■見込量

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/月	18	19	20
地域移行支援	人/月	0	0	0
地域定着支援	人/月	2	2	2

【サービス見込量確保のための方策】

相談支援では、令和3年度から令和5年度にかけて、利用実績が見込値より大幅に増加したサービスはありませんでした。障がい福祉サービスを申請した際は、サービス等利用計画を作成し、利用者のニーズを的確に把握し、利用者が望む生活を送ることができるよう、より一層の体制の整備に努めます。また、障がい種別にかかわらず対応できる幅広い知識を備えた相談支援員を育成するため、県や関係機関等で実施する研修会等へ積極的な参加促進を図ります。

4 地域生活支援事業の確保方策

(1) 理解促進研修・啓発事業

【サービス見込量確保のための方策】

障がい者に対する理解の促進のため、広報、ホームページ等により周知を行います。障がい者等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。

(2) 自発的活動支援事業

【サービス見込量確保のための方策】

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者やその家族の交流、情報提供の場やボランティア等を支援し、共生社会の実現を図ります。

(3) 相談支援事業

■実績値

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
障害者相談支援事業	実施	7	7	7	7	7	7
地域自立支援協議会	設置	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター等	設置	1	1	1	1	1	1

■見込量

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	実施	7	7	7
地域自立支援協議会	設置	1	1	1
基幹相談支援センター等	設置	1	1	1

【サービス見込量確保のための方策】

障がい者やその保護者、介助者等の相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行うとともに、関係機関と連携した権利擁護等の支援を行います。

(4) 成年後見制度利用支援事業

判断能力が不十分な知的障がい者及び精神障がい者について、障がい福祉サービスの利用契約の締結等を適切に行えるようにするため、成年後見制度の利用を支援します。

■実績値

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
成年後見制度利用支援事業	人	1	0	1	1	1	

■見込量

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	人	1	1	1

【サービス見込量確保のための方策】

判断能力が不十分な知的障がい者及び精神障がい者について、障がい福祉サービスの利用契約の締結等を適切に行えるようにするため、成年後見制度の周知を行います。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

【サービス見込量確保のための方策】

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図ります。

(6) 意思疎通支援事業（コミュニケーション支援事業）

■実績値

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
意思疎通支援事業 (コミュニケーション支援事業)	人	1	2	1	1	1	

■見込量

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
意思疎通支援事業 (コミュニケーション支援事業)	人	2	2	2

【サービス見込量確保のための方策】

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者に制度を周知するとともに、派遣要請には速やかに対応する等、意思疎通の円滑化を図ります。

(7) 日常生活用具給付事業の利用状況

■実績値

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
介護・訓練支援用具	件	0	1	0	0	0	
自立生活支援用具	件	4	1	5	0	7	
在宅療養等支援用具	件	0	0	0	0	0	
情報・意思疎通支援用具	件	0	1	0	0	0	
排せつ管理支援用具	件	184	168	178	184	172	
住宅改修費	件	0	1	0	0	0	

■見込量

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	件	0	0	0
自立生活支援用具	件	0	0	0
在宅療養等支援用具	件	0	0	0
情報・意思疎通支援用具	件	0	0	0
排せつ管理支援用具	件	181	178	175
住宅改修費	件	0	0	0

【サービス見込量確保のための方策】

日常生活用具給付事業では、利用実績が見込値より大幅に増加した事業はありませんでした。サービスを必要とする人に対して事業の周知を図り、利用の支援に努めます。

また、障がいの特性に合わせた適切な日常生活用具の給付に努めます。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

■実績値

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
手話奉仕員養成研修事業	人	2	0	2	1	2	

■見込量

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業	人	0	0	1

【サービス見込量確保のための方策】

手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障がい者が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう実施します。本町では、他の市町村と連携し、共同で手話奉仕員養成講座を開催します。

(9) 移動支援事業

■実績値

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
移動支援事業	人分	0	0	0	0	0	0
	時間分	0	0	0	0	0	0

■見込量

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	人分	0	0	0
	時間分	0	0	0

【サービス見込量確保のための方策】

屋内での移動が困難な人を対象に、地域における自立した生活や社会参加できるよう、移動支援事業の利用希望者に事業者や支援方法等の情報を提供します。

(10) 地域活動支援センター事業

■実績値（年間）

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
地域活動支援センター事業	事業所数	3	3	3	3	3	
	利用人数	53	259	60	258	67	

■見込量（年間）

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター事業	事業所数	3	3	3
	利用人数	200	200	200

【サービス見込量確保のための方策】

障がい者が日中に通う施設で創作的活動や生産活動を実施し、地域社会との交流を促進するために、事業がより一層充実できるよう、中濃圏域市町村で検討します。

（中濃圏域 「ひびき」「すいせい」「かざぐるま」）

(11) 訪問入浴サービス事業

■実績値

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
訪問入浴サービス事業	人／年	1	1	1	3	1	4
	回／年	5	7	5	18	5	32

■見込量

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス事業	人／年	6	8	11
	回／年	42	56	77

【サービス見込量確保のための方策】

令和4年度から実績値が増加傾向にあるため、令和6年度から令和8年度にかけて見込値を拡大しています。また、事業所と連携し、サービス確保に向けた取組に努めます。

(12) 日中一時支援事業事業

■実績値

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
日中一時支援事業	人/月	12	5	13	9	14	9
	回数/年	99	52	107	55	115	80

■見込量

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	人/月	9	9	9
	回数/年	80	80	80

【サービス見込量確保のための方策】

児童発達支援や放課後等デイサービスとの利用を調整しながら、障がい者・児の家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な負担軽減を図ります。

(13) 自動車運転免許取得費の助成

■実績値

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
自動車運転免許取得費の助成	件	1	2	1	0	1	

■見込量

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自動車運転免許取得費の助成	件	1	1	1

【サービス見込量確保のための方策】

障がい者が就労、求職、通院、通学または通所に伴い、自動車運転免許の取得または自動車の改造を必要とする場合に、その経費の一部を助成します。

(14) 重度身体障害者介助用自動車購入及び改造助成事業

■実績値

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
重度身体障害者介助用自動車購入及び改造助成事業	件	2	3	2	0	2	

■見込量

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
重度身体障害者介助用自動車購入及び改造助成事業	件	2	2	2

【サービス見込量確保のための方策】

移動に車いす等を使用している身体障がい者に対して、自動車をリフト付き等に改造する経費又は既に改造された自動車を購入する費用を助成します。

(15) 要電源重度障がい児者災害時等電源確保事業

■見込量

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
要電源重度障がい児者災害時等電源確保事業	件	1	1	1

【サービス見込量確保のための方策】

常時、人工呼吸器や酸素濃縮器等の電源を必要とする医療機器を使用する障がい児者に対して、災害による停電時においても日常生活を継続することができるよう、非常用電源装置等の購入費を助成します。

5 障がい児福祉サービス等の見込量及び確保方策

(1) 障害児通所支援

■実績値

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
児童発達支援	人/月	4	1	3	1	3	3
	人日/月	32	41	24	76	24	39
医療型児童発達支援	人/月	1	0	1	0	1	0
	人日/月	6	0	6	0	6	0
放課後等デイサービス	人/月	15	18	15	18	16	19
	人日/月	180	159	180	181	192	183
保育所等訪問支援	人/月	1	0	1	0	1	0
	人日/月	1	0	1	0	1	0
居宅訪問型児童発達支援	人/月	1	0	1	0	1	0
	人日/月	1	0	1	0	1	0
障害児相談支援	人/月	11	2	16	2	23	3

■見込量

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人/月	3	3	3
	人日/月	50	50	50
放課後等デイサービス	人/月	22	26	31
	人日/月	200	200	200
保育所等訪問支援	人/月	0	0	0
	人日/月	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0
	人日/月	0	0	0
障害児相談支援	人/月	3	3	3

【サービス見込量確保のための方策】

障害児通所支援では、放課後等デイサービスの利用者は増加していくと予測されるため、適切なサービスが利用できるように、教育機関等と広域的な連携を図り、支援を必要とする子どもに対しサービスが提供できるように努めます。

第6章 計画の推進体制

1 関係機関との連携

(1) 広域的連携の推進

施設の整備等、本町のみでは取組が難しい施策や、広域的に取り組むことが効率的である施策については、県や近隣市町村との連携を図りながら推進します。

(2) 関係各課との連携

障がい福祉に係る施策は、保健、医療、保育、教育、就労支援等、多岐の分野と関わっています。そのため、庁内関係部署との横断的な連携を強化し、総合的な障がい者施策の推進を図ります。

(3) 関係機関・事業所及び住民との協働

障がいに関する各種事業所・団体等との連携を強化するとともに、住民一人ひとりの障がいに対する理解やサービス等の利用促進を促すため、情報提供や情報公開を積極的に行い、広報・啓発を推進します。

2 目標値の確認と進捗管理

「障害者総合支援法」では、計画推進にあたってPDCAサイクルのプロセスを明示し、定期的に計画の調査や評価を行うこととされています。

地域自立支援協議会等で成果目標等の進捗状況を確認し、目標数値の達成度への評価や達成していない場合の背景等の検証を行った上で、必要な対策や改善を実行します。

資料編

1 川辺町附属機関設置条例

○川辺町附属機関設置条例

令和3年3月18日

条例第2号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるものを除くほか、町長又は教育委員会(以下「執行機関」という。)の附属機関として、別表名称の欄に掲げる機関を置く。

(所掌事務)

第2条 附属機関の所掌事務は、別表所掌事務の欄に定めるとおりとする。

(組織)

第3条 執行機関は、別表委員の構成の欄に掲げる者(以下「委員」という。)のうちから委嘱し、又は任命するものとする。

2 附属機関は、それぞれ別表委員の定数の欄に掲げる委員の数をもって組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、別表委員の任期の欄に定めるとおりとする。ただし、任期の定めがある委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任を妨げない。

3 第1項の規定にかかわらず、執行機関は、特別な理由があるときは、任期中であっても委員の委嘱又は任命を解くことができるものとする。

(庶務)

第5条 附属機関の庶務は、別表に定める庶務担当課において処理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関して必要な事項は、附属機関の属する執行機関が定める。

別表(第1条関係)

1 町長の附属機関

名称	所掌事務	委員の構成	委員の定数	委員の任期	庶務担当課
川辺町障害福祉計画等策定委員会	障害者の日常及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項に規定する障害福祉計画、児童福祉法(昭和20年法律第164号)第33条の20第1項に規定する障害児福祉計画及び障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項に規定する障害者計画の策定に関する事務	(1) 町議会の代表 (2) 社会福祉関係団体の代表 (3) 障害者福祉事業の実施の関係者 (4) 民生児童委員協議会の代表 (5) 医療関係者の代表 (6) 学識経験を有する者 (7) その他町長が適当であると認める者	20人以内	委嘱の日から当該計画が終了するまで	健康福祉課

2 川辺町障害福祉計画等策定委員会規則

○川辺町障害福祉計画等策定委員会規則

令和3年3月31日

規則第19号

(趣旨)

第1条 この規則は、川辺町附属機関設置条例(令和3年川辺町条例第2号)第6条の規定に基づき、川辺町障害福祉計画等策定委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項について定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

(意見の聴取等)

第4条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(秘密保持)

第5条 委員及び前条の規定により会議に出席した者は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

3 川辺町障がい者計画等策定委員会委員名簿

役職	氏名	所属等
委員長	平岡 正男	川辺町町議会 議員
副委員長	加藤 幸子	社会福祉協議会
委員	熊田 八千代	民生委員 副会長
委員	久保 幸世	可茂特別支援学校
委員	石井 郁夫	身体障害者相談員
委員	丸山 雅	可茂会可茂学園
委員	秋松 あゆ子	NPO法人秋桜の詩（障害者事業所） 理事長
委員	三宅 広章	社会福祉協議会社協相談支援センター相談員
委員	伊藤 弘幸	ゆうゆう舎（障害者事業所） 所長

【事務局】

氏名	所属等
横田 博生	健康福祉課 課長
井戸 陽子	健康福祉課 対策監
安江 大樹	健康福祉課 主査

4 用語解説

【あ行】

一般就労	一般企業等で雇用契約に基づいて就業したり、在宅就労したりすること。障がい福祉サービス事業所等で就労する福祉的就労や、本格的な就労に向けた準備や訓練である中間的就労と対比して用いられる。
医療的ケア	家族や看護師が日常的に行っている経管栄養注入やたんの吸引等の医療行為。

【か行】

基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施設。市町村または当該業務の実施の委託を受けたものが設置できる。
強度行動障がい	直接的な他害（かみつき、頭突き等）、間接的な他害（睡眠の乱れ、同一性の保持等）、自傷行為等が著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要な状態。
権利擁護	自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障がい者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うこと。
コーディネーター	いろいろな要素を統合したり調整したりして、一つにまとめ上げる役割を持つ人のこと。
合理的配慮	障がい者が他の者と平等な人権や自由を享有するために必要かつ適当な「均衡を失した負担又は過度の負担」を課さない程度における配慮のこと。

【さ行】

児童発達支援センター	障がい児を日々保護者のもとから通わせて、支援を提供することを目的とする施設。訓練を行う福祉型児童発達支援センターと、訓練及び治療を行う医療型児童発達支援センターがある。
児童福祉法	18歳未満の児童を対象とした福祉に関する制度や福祉の施設、事業等について定めており、障がい児に対する「障害児通所支援」や「障害児入所支援」等について規定している。

重症心身障がい	重度の知的障がいと重度の肢体不自由が重複した状態。
手話通訳者	身体障がい者福祉の概要や手話通訳の役割・責務等について理解ができ、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現及び基本技術を修得し、県の実施する登録試験に合格し手話通訳を行う者。
障害者基本法	障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関する基本原則を定め、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした法律。
障害者差別解消法	障がい者に対する不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供を差別と規定し、行政機関及び事業者に対し、差別の解消に向けた具体的取組を求めるとともに、国民一人ひとりが、それぞれの立場において自発的に取り組むことを促している。
障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法	障がい者による情報の取得及び利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資することを目的とした法律。
障害者雇用促進法	均等な雇用機会及び待遇の確保や障がい者がその能力を発揮することができるようにするための措置等を通じて、自立、職業の安定を図ることを目的とした法律。
障害者総合支援法	障がい者が基本的人権を享受する個人としての尊厳にふさわしい生活を送ることができるよう、総合的に支援し、障がいの有無にかかわらず、安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目的とした法律である。
障害児通所支援	「児童福祉法」に基づく、児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・居宅訪問型児童発達支援を指す。
身体障害者手帳	「身体障害者福祉法」に基づき、身体障がい者に交付される手帳。
精神障害者保健福祉手帳	「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づき、精神障がい者に交付される手帳。
成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がい等の理由で判断能力の不十分な人々を保護する制度。財産の管理や、介護サービスの利用時の契約の代行等を行う。

【た行】

地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障がい者または精神科病院に入院している人に対し、住居の確保等の地域における生活に移行するための相談やその他の便宜を供与する。
地域自立支援協議会	障がい者等が地域において自立した日常生活または社会生活を営むために、地域の実情に応じ、中立・公平な立場で適切な相談支援ができる体制の整備を図るとともに、相談支援事業を効果的に実施するため、事業者、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者から組織されたもの。
地域生活支援拠点等	障がい者の重度化、高齢化や親亡き後を見据え、居住支援のための機能を地域の実情に応じて整備する、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制。
地域包括ケアシステム	住み慣れた自宅や地域で生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護、予防、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスを日常生活の場で適切に提供できる体制。
地域包括支援センター	介護保険法の改正に伴い創設された機関で、高齢者をはじめとする地域住民の心身の健康維持や生活の安定、保健・福祉・医療の向上、財産管理、虐待防止等、様々な課題に対して、地域における総合的なマネジメントを担い、課題解決に向けた取組を実践していくことをその主な業務とする。
読書バリアフリー法	視覚障がいや発達障がい、肢体不自由等の障がいにより本が読みづらい人の読書環境の整備を推進することを目的とした法律。
特別支援学級	障がいの程度が比較的軽い児童・生徒を対象として小中学校に障がいの種別ごと（知的障がいや情緒障がい等）に置かれる少人数の学級。
特別支援学校	障がいの程度が比較的重い児童・生徒を対象として専門性の高い教育を行う学校。幼稚園から高等学校に相当する年齢段階の教育を、特別支援学校のそれぞれ幼稚部・小学部・中学部・高等部で行う。

【な行】

難病	（１）原因不明、治療方針が未確定であり、かつ、後遺症を残す恐れが少なくない疾病、（２）経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の多い疾病のこと。
----	---

【は行】

発達障がい	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとして定義される。
パブリックコメント	行政機関が政策の立案等を行う際に、その案を公表し広く住民に意見を求めることで、提出された意見を考慮して最終的な意思決定を行うこと。
バリアフリー	障がい者が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去すること。障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味で用いられる。
P D C Aサイクル	様々な分野・領域における品質改善や業務改善等に広く活用されているマネジメント手法で「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Action）」のプロセスを順に実施していくもの。
福祉的就労	一般企業での就労が困難な障がい者が、就労移行支援事業所や就労継続支援事業所で職業訓練等を受けながら働くことをいう。自立・更生を促進し、生きがいをつくるという意味合いがある。
福祉避難所	高齢者や障がい者、妊産婦、乳幼児等、一般的な避難所での共同生活が難しい人たちのために、何らかの配慮がされた避難所。
ペアレントトレーニング	保護者や養育者を対象に子どもへの肯定的な働きかけを学び、かわり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動を促進し、不適切な行動の改善を目指す家族支援のアプローチ。
ペアレントプログラム	子どもや自分自身について「行動」で把握することで、保護者の認知的な枠組みを修正していくことを目的にした簡易的なプログラム。
保育所等訪問支援	保育園等に通う障がい児に対して、当該施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与すること。
放課後児童クラブ	保護者が昼間家庭にいない小学校の児童等を対象に、学校の空き教室等を利用して放課後の遊びや生活の場を提供することにより、児童の健全な育成を図ることを目的としたもの。
放課後等デイサービス	学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障がい児について、授業の終了後または休業日に事業所に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与すること。

<p>包容（インクルージョン）</p>	<p>1980年代以降、アメリカの障がい児教育で注目された考え方で、一人ひとりの児童の個別的なニーズに対し、集団から排除せず、教育の場で包み込むような援助を保障することを示している。</p>
---------------------	---

【ら行】

<p>療育手帳</p>	<p>知的障がい者に交付される手帳のこと。児童相談所や知的障がい者更生相談所において知的障がいと認定された場合に交付される。</p>
-------------	--

第4期川辺町障がい者計画・
第7期川辺町障がい福祉計画及び
第3期川辺町障がい児福祉計画

令和6年3月発行

発行 川辺町
編集 川辺町 健康福祉課

〒509-0393 岐阜県加茂郡川辺町中川辺 1518-4
TEL 0574-53-7216 (直通)
FAX 0574-53-2374
